

令和7年第3回千葉市議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月12日（金）午後1時開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
- 日程第2 議案第128号 令和6年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第129号 決算の認定について（令和6年度千葉市一般会計歳入歳出決算）
- 議案第130号 決算の認定について（令和6年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第131号 決算の認定について（令和6年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第132号 決算の認定について（令和6年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第133号 決算の認定について（令和6年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第134号 決算の認定について（令和6年度千葉市靈園事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第135号 決算の認定について（令和6年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第136号 決算の認定について（令和6年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第137号 決算の認定について（令和6年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第138号 決算の認定について（令和6年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第139号 決算の認定について（令和6年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第140号 決算の認定について（令和6年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第141号 決算の認定について（令和6年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算）
- 議案第142号 決算の認定について（令和6年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算）
- 議案第143号 決算の認定について（令和6年度千葉市病院事業会計決算）
- 議案第144号 決算の認定について（令和6年度千葉市下水道事業会計決算）
- 議案第145号 決算の認定について（令和6年度千葉市農業集落排水事業会計決

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

算)

議案第146号 決算の認定について（令和6年度千葉市水道事業会計決算）

○出席議員

1 番	石	川	美	香	君	2 番	吉	川	英	二	君	
3 番	茂	呂	一	弘	君	4 番	岳	田	雄	亮	君	
5 番	須	藤	博	文	君	6 番	岡	崎	純	子	君	
7 番	黒	澤	和	泉	君	8 番	島	島	友	介	君	
9 番	山	崎	真	彦	君	10 番	平	大	真	弘	君	
11 番	渡	邊	惟	大	君	12 番	桜	桜	秀	夫	君	
13 番	青	山	雅	紀	君	14 番	伊	藤	広	弘	君	
15 番	前	田	健	一郎	君	16 番	石	川	弘	君	君	
17 番	小	坂	さ	とみ	君	18 番	三	井	和	香	君	
19 番	渡	辺	忍	君		20 番	安	喰	初	美	君	
21 番	樋	澤	洋	平	君	22 番	守	屋	聰	美	君	
23 番	蛭	田	浩	文	君	24 番	伊	藤	平	平	君	
25 番	阿	部		智	君	26 番	松	坂	則	吉	君	
27 番	植	草		毅	君	28 番	岩	井	夫	雅	君	
29 番	亀	井	琢	磨	君	30 番	田	畠	子	直	君	
31 番	川	合	隆	史	君	32 番	麻	生	雄	紀	君	
33 番	段	木	和	彦	君	34 番	佐	木	樹	友	君	
35 番	盛	田	眞	弓	君	36 番	櫻	井	崇	伸	君	
37 番	森	山	和	博	君	38 番	酒	井	二	保	君	
39 番	小	松	崎	文	嘉	40 番	向	後	雄	賢	君	
41 番	宇	留	間	又	衛	門	42 番	島	治	隆	茂	君
43 番	三	須	和	夫	君	44 番	石	井	毅	枝	君	
45 番	米	持	克	彦	君	46 番	石	橋				
47 番	白	鳥		誠	君	48 番	三	瓶				
49 番	中	村	公	江	君	50 番	野	本				

○説明員

市長	神	谷	俊	一	君	副市長	大	木	正	人	君
副市長	橋	本	直	明	君	病院事業管理者	山	本	平	君	
総合政策局長	藤	代	真	史	君	総務局長	久	我	晶	君	
財政局長	勝	瀬	光	一郎	君	市民局長	那	須	恵	君	
保健福祉局長	今	泉	雅	子	君	こども未来局長	大	町	己	君	
環境局長	秋	幡	浩	明	君	経済農政局長	安	部	克	君	
都市局長	鹿	子木	靖	君		建設局長	山	口	浩	君	
消防局長	市	村	裕	二	君	水道局長	山	田	裕	君	
会計管理者	折	原		亮	君	病院局次長	橋	本	欣	哉	君

市長公室長	山崎 哲君	総務部長	中尾 嘉之君
教育長	鶴岡 克彦君	教育次長	中島 千恵君
選挙管理委員会事務局長	清水 公嘉君	人事委員会事務局長	桑本 茂樹君
農業委員会事務局長	渡部 義憲君	代表監査委員	宍倉 輝雄君

○議会事務局

事務局長	香取 徹哉君	次長	寺崎 勝宣君
議事課長	安西 雅樹君	議事課長補佐	佐藤 大介君
議事班主査	石黒 薫子君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 議案自第128号至第146号代表質疑

自由民主党千葉市議会議員団代表 ----- 前田 健一郎君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 総務行政について
- 4 財政について
- 5 市民行政について
- 6 保健福祉行政について
- 7 こども未来行政について
- 8 環境行政について
- 9 経済農政について
- 10 都市行政について
- 11 建設行政について
- 12 消防行政について
- 13 水道行政について
- 14 病院行政について
- 15 教育行政について

立憲民主・無所属千葉市議会議員団代表 ----- 亀井 琢磨君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 総務行政について
- 4 市民行政について
- 5 保健福祉行政について
- 6 こども未来行政について
- 7 経済農政について
- 8 都市行政について
- 9 建設行政について

午後1時0分開議

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。

出席議員は48名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。24番・伊藤康平議員、25番・阿部智議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 議案自第128号至第146号代表質疑

○議長（松坂吉則君） 日程第2、議案第128号から第146号までを議題といたします。

代表質疑を行います。自由民主党千葉市議会議員団代表、15番・前田健一郎議員。

[15番・前田健一郎君 登壇、拍手]

○15番（前田健一郎君） 自由民主党千葉市議会議員団の前田健一郎でございます。

今年の夏も猛烈な暑さが続き、8月のお盆を過ぎても、熱中症警戒アラートが発表されました。皆様におかれましては、体調管理には大変な御苦労があったと思います。

また、九州などで相次いで発生した大雨による被害は、令和7年8月6日からの大雨による災害（仮称）として、激甚災害に指定される見通しであり、この場をお借りしまして、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

このような中、明るい話題もありました。

第2回定例会でも触れましたが、今年6月、次世代への平和の架け橋として、天皇皇后両陛下とともに、愛子様にとって初めての訪問となった沖縄県では、第107回全国高校野球選手権大会において、沖縄尚学高等学校が、名だたる強豪校を擊破し、沖縄県勢では15年ぶりに、見事、夏の甲子園優勝を果たしました。

戦後80年の節目、沖縄の誇りを胸に力強く戦う高校球児の姿は、多くの人に感動を与え、胸に熱くこみあげてくるものを感じた夏の一日でありました。

それでは、会派を代表いたしまして、通告に従い、質問を行います。

初めに、市政運営の基本姿勢についてです。

まず、令和6年度決算についてお伺いいたします。

令和6年度の予算は、少子超高齢化社会の進展への対応に加え、公共施設の老朽化対策や、長引く物価高騰の影響が見込まれるなど、厳しいものでありました。

そのような中にあって、令和6年度の一般会計決算では、実質収支として約30億円の黒字を確保したものの、病院事業における累積欠損金が依然として多額に上るなど、財政運営にはいまだ課題もあるものと認識しております。

そこでお伺いいたします。

令和6年度決算についてどのように評価しているのか、お聞かせください。

次に、令和7年度の収支見通しについてお伺いいたします。

先に発表された月例経済報告では、我が国の経済は緩やかな回復基調にある一方で、米国の

関税措置の影響や物価上昇の継続による個人消費への影響など、下振れリスクも指摘されており、政府には機動的な経済財政運営が求められているところであります。

一方、本市において、令和7年度は、少子超高齢化への対応や、政令市移行前後に整備された市有施設の更新、さらには物価高騰の影響などにより、予断を許さない収支状況からのスタートとなりました。

また、物価高騰の長期化に伴い、市民生活や事業活動への影響が続く中、機動的な対策が求められており、本市の財政状況は一層厳しさを増しているものと受け止めております。

そこでお伺いいたします。

現段階において、今年度の収支見通しをどのように捉えているのか、お聞かせください。

次に、第2次実施計画についてお伺いいたします。

千葉市基本計画に基づく第1次実施計画が、今年度末で計画期間を終了することに伴い、現在、次期の計画となる第2次実施計画の策定を進めていることと認識しております。

次期計画の計画期間においては、人口減少・少子高齢化社会への対応のほか、社会保障経費の増加や、市有施設の更新時期の到来、物価高・金利上昇などにより、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが想定されます。

そのため、市長が先の議会での所信表明で述べられておりました、地域を守り、未来を創る施策を明確に位置付けていくとともに、限られた人的リソースや財源の中で、さらなる事業の選択と集中が不可欠な状況であり、大胆な事業の見直しを行っていくことも併せて必要となるものと認識しております。

そこでお伺いいたします。

次期実施計画の策定に当たっての基本的な考え方や方向性について、お聞かせください。

次に、千葉開府900年記念事業についてお伺いいたします。

本年第2回定例会において、千葉開府900年の記念事業が目指すビジョンについてお伺いしたところ、千葉開府900年という歴史的な節目に、市民の皆様とともに本市の過去を振り返ることから現在を見つめ直し、未来への展望を描いていくことが重要であり、歴史の継承と市民意識の醸成及び未来志向の人づくり・文化づくり・まちづくりの機会となるよう取り組むと答弁をいただきました。

さらに、千葉開府900年を契機として、市民一人一人がこれまでのまちの歴史と未来に思いを馳せ、千葉市の未来に向けた新たな一步を踏み出す契機とするもの、と答弁いただき、会派でもこれに賛同しました。

一方、このビジョンに向けて、記念事業を推進するに当たっては、市民や企業、団体など多くの主体が一丸となり官民が連携して取組を進めるとともに、市民や企業等が活動するそれぞれの分野において、主体的に新たな取組に踏み出すことも肝要であると考えております。

そこでお伺いいたします。

千葉開府900年記念事業における、市民参加や事業者との連携についてお聞かせください。

次に、総合政策行政についてです。

マリンスタジアムの再構築についてお伺いいたします。

第2回定例会において、我が会派から、基本構想案骨子に対する質問を行うとともに、これまでと同様に、新たなスタジアムも公園施設として整備するよう要望しました。

その後、執行部では、7月4日に、幕張海浜公園Gブロックを幕張メッセ駐車場の代替予定

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

地とすること、また、新たなスタジアム用地については、千葉県と都市公園化に向けた協議を進めていくことを盛り込んだ基本構想案について、パブリックコメント手続きを開始されました。

そして、先般9月4日には、その結果とともに、基本構想が公表されたところです。

また、執行部では、基本構想の策定に合わせ、構想の実現に向けてサウンディング型市場調査を実施するなど、事業協力者の公募に向けた取組についても着手されていると認識しております。

そこで3点伺います。

1点目に、基本構想案に対するパブリックコメント手続きの結果について。

2点目に、サウンディング型市場調査の結果及びそれを踏まえた今後の取組について。

3点目に、今後公募される事業協力者に求める役割と、それに対する期待についてお聞かせください。

次に、総務行政についてです。

開庁時間の変更についてお伺いいたします。

本年の第2回定例会で、我が会派の伊藤隆広議員が、一般質問において開庁時間の短縮を検討してはどうかと投げかけ、必要性について検討していくとの答弁がございました。

現在、本市の開庁時間は午前8時半から5時半までとなっており、政令指定都市や県内自治体の中で最も長い水準にあります。

本年7月にデジタル庁が公表した調査結果では、全国の自治体への申請手続におけるオンライン利用率は約3割ですが、本市においては5割であり、来庁が不要なオンライン申請の利用が進んでおります。

こういった状況を踏まえつつ、より効率的な窓口運営に向けて、開庁時間の変更を検討することは意義があるのではないでしょうか。

全国的にも、窓口業務の改善や職員の働き方改革などの観点から、開庁時間を見直す自治体が増えております。

県内においては、館山市が7月から、千葉県の県税事務所や四街道市が10月から、それぞれ開庁時間を短縮すると伺っており、こうした事例を踏まえて、本市においても前向きに検討すべきだと考えます。

検討に当たっては、開庁時間の変更による効果を整理するとともに、市民等に及ぼす影響を考慮することが必要です。

そこで3点お伺いいたします。

1点目に、現在の検討状況はどうか。

2点目に、変更した場合にどのような効果が見込まれるのか。

3点目に、変更による市民等への影響はどう考えるかお聞かせください。

次に、財政についてです。

市税収入についてお伺いいたします。

昨今の経済情勢でありますが、先ほども述べましたとおり、景気の先行きについては、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される中、令和6年度の市税収入は、5年度に比べ増収とのことでありますが、市政運営の重要な財源である市税収入の確保についてどう見込んでいるのか、我が会派としても注視しております。

また、市税徴収対策については、これまで市税徴収に当たって、多様な納税の手段を設け、納税者の利便性を向上させ、納期内納付の促進を図るとともに、徴収対策を強化し、滞納整理に積極的に取り組んでいると承知しております。

そこで4点お伺いいたします。

1点目に、令和6年度決算における市税収入の状況について。

2点目に、令和7年度税収見込みについて。

3点目に、令和6年度の取組結果について。

4点目に、令和7年度の取組についてお聞かせください。

次に、市民行政についてです。

アルティーリ千葉の新アリーナについてお伺いいたします。

アルティーリ千葉は、2020年の創設以来、千葉ポートアリーナを拠点に、多くの市民の皆様とともにリーグ戦を戦い抜き、昨シーズン、悲願であったB1昇格の座を遂に掴み取りました。

10月から始まる新たなステージとなる新シーズンには、大きな期待が寄せられているところです。

こうした中、アルティーリ千葉と資本提携を締結したヒューリック株式会社から、新たなホームアリーナの開発検討を開始する旨の発表がなされ、両者から千葉市に対して事業計画案の申し入れがなされました。

計画案の概要では、新アリーナは幕張海浜公園Aブロックを立地場所として想定し、約2万人が収容可能なアジア最大級の施設となる予定とのことです。

また、バスケットボールのホームアリーナとしての活用に加え、音楽ライブやエンターテインメントイベントなどにも対応可能な、マルチユース型施設として構想されており、事業者がアリーナを建設し、竣工後に千葉市へ寄附を行う負担付寄附についても言及されています。

新アリーナの建設は、地域活性化や新たな防災拠点としての活用などが期待されており、多くの市民が関心と期待を寄せています。

一方で、周辺環境への影響や地域への配慮についても、十分に検討する必要があると考えております。

そこでお伺いいたします。

新アリーナ整備に係る進捗状況と今後の取組についてお聞かせください。

次に、保健福祉行政についてです。

口腔保健の推進についてお伺いいたします。

健康寿命の延伸において、その一角を担う歯科口腔保健を一層効果的に推進するため、多様な関係機関がつながり、市民の生涯を通じた効果的な取組が展開できるよう、口腔保健支援センターの設置が求められ、千葉市では令和6年度に設置したところです。

また、近年、若年層でも歯周病患者が増加しており、自覚症状がないまま進行する場合もあることから、早期発見、早期治療が重要です。

骨太の方針2023において、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診に向けた取組の推進が明記されましたが、国の歯周病検診マニュアル2023に、対象となる節目年齢に20歳と30歳が追加されたところです。

このように、歯や口腔の課題は、全身の健康にも影響を及ぼすため、若年層からの対策が求められており、口腔保健支援センターにおいて、口腔ケアの正しい知識の普及啓発が重要であ

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

ると考えております。

また、近年、若年者の歯周病の罹患率が増加傾向にあると伺っておりますが、さらなる歯周病検診の充実を図るべきと考えますが、市の考えを確認したいと思います。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、口腔保健支援センターの取組について。

2点目に、歯周病検診の取組についてお聞かせください。

次に、こども未来行政についてです。

子どもルームについてお伺いいたします。

本年、第2回定例会の代表質問では、子育てと仕事の両立ができる環境づくりについてお伺いし、保育所や子どもルームにおける待機児童ゼロを将来にわたって維持、継続できるよう取組を進めていくことなどについて、御答弁いただきました。

我が会派としては、かねてより、増加する保育所利用の一歩先を見据え、子どもルームの拡充について要望してきたところであり、利用児童数が増加する中でも、2年連続で子どもルームの待機児童ゼロを達成するなど、子供を安心して預けられることができる環境の整備が進められていることを評価しております。

一方で、一部地域では、マンション開発等により今後も児童数の増加が見込まれる地域もあり、アフタースクールの全校配置が完了するまでの間、必要な施設整備を行うなど、引き続き待機児童対策に取り組んでいく必要があります。

併せて、放課後の遊び及び生活の場として、子どもルームを利用する全ての子供たちが、安全・安心で充実した時間を過ごすことができるよう、保育の質の向上を図るとともに、多忙な子育て世帯の声にしっかりと耳を傾け、ニーズに応じた保護者負担の軽減などにも取り組んでいく必要があります。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、子どもルーム2年連続待機児童ゼロ達成の取組に対する評価について。

2点目に、今後の課題と取組についてお聞かせください。

次に、環境行政についてです。

新清掃工場と周辺整備についてお伺いいたします。

本市では、焼却ごみの継続的な削減を図ることにより、3清掃工場から2清掃工場体制に移行することで、清掃工場の建設費や維持管理費等を抑制するとともに、安定的なごみ処理を実現することを目指し、平成27年12月に千葉市一般廃棄物処理施設基本計画を策定しました。

この計画に基づき、北谷津清掃工場跡地に新工場を建設しており、現在、工場棟の足場が外され、竣工に向け工事が着実に進んでいると認識しております。

また、新清掃工場の建設に当たっては、地元自治会から、地域の活性化や雇用の拡大につながるような周辺整備の要望を受け、令和5年12月に、北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画を策定し、12年度の供用開始に向けた環境学習拠点施設の整備や、さらなる活性化につながる取組を進めると伺っております。

清掃工場は、市域全体の生活環境の保全と公衆衛生の向上に欠かすことのできない施設であり、周辺にお住まいの皆様の御理解が不可欠であるとともに、周辺地域の活性化の起爆剤となるような取組も求められると考えています。

そこで3点お伺いいたします。

1点目、新清掃工場の本稼働に向けた状況について。

2点目、周辺整備計画の取組について。

3点目、本稼働後の取組についてお聞かせください。

次に、経済農政についてです。

まず、中小企業における労働力不足に対する支援についてお伺いいたします。

今年6月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2025において、今後20年で人口が2割以上減少し、人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者個々の生産性向上と、労働市場の流動性を高めることで、持続的な賃上げにつなげることが求められるとされております。

市内経済を維持し、持続的に発展させていくためには、市内企業が必要な人員を確保し、円滑な事業活動が行われるとともに、市民一人一人が持つ能力を最大限に発揮できることが重要であると考えます。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、市内事業者の労働力不足の状況とこれまでの取組について。

2点目に、今後の取組についてお聞かせください。

次に、宿泊税についてお伺いいたします。

昨年10月、千葉県から宿泊税導入に向けた検討の報告がなされ、これに対し、千葉市議会は、昨年12月に、県の宿泊税導入に際し、慎重な検討と県内市町村との調整を求める意見書を県に提出したところであります。

本市においては、県が示している枠組みを活用し、徴収コストを抑えた上で、本市の観光振興に資する施策を効果的に展開できるよう、千葉県に各種要望を行うとともに、答申や報告を求める付属機関ではない形で、関係者から意見を聴取するなどの検討を行っていると承知しております。

本年1月に、千葉県から、宿泊者数80%、旅行者数20%の割合を算定基礎として算出した交付金により、市町村支援を実施すること及び本市への交付金額の試算額が約1億5,000万円であることが示されておりますが、県内の自治体の中には、県に対し、この交付金の割合を増やすこと、また個々の自治体が抱える観光課題に柔軟に使うことができるよう、交付金の活用要件を見直すことを求めているところがあると聞いており、本市においても、県に対し要望をすべきではないかと考えています。

また、最近行われた千葉市観光振興検討会議において、本市の観光課題の解決に必要な事業規模についての議論がなされたと聞いております。

そこでお伺いいたします。

1点目に、第4回千葉市観光振興検討会議の結果について。

2点目に、今後の進め方についてお聞かせください。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

近年、イノシシの生息範囲が広がっているようです。

これまででは、主に緑区の農地などにおける出没が多かったところですが、若葉区内でも目撃、捕獲される事例が増えつつあります。

また、農地のみならず、住宅地や通学路などで目撃されるなど、市民の生活や安全が脅かされる状況が増えてきております。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

このような中、本市農業の持続性を高めるためにも、また、市街地への流入を防ぎ市民の生活や安全を守るためにも、これまで以上の有害鳥獣対策の強化が重要だと考えております。

このため、我が会派では、過去においても度々、有害鳥獣対策について質問してきたところですが、昨年度、新たにイノシシの出没前線地域における集中捕獲を行ったところ、アライグマなどの中型獣の集中捕獲についても2つのモデル地区で取り組むなど、生息状況の変化や、農作物被害の状況に応じて地域を選定し、捕獲の強化に取り組んでいる点は評価しているところです。

しかしながら、市民の不安や農作物被害に対しては、さらなる対策を講じる必要を感じていますし、イノシシにおいては特に、急速に生息範囲が広がりつつあり、近隣市からの流入も懸念されるため、広域的に、地域間で連携をとって、対策に取り組むとともに、市街地に出没した場合における対応についても万全を期す必要があると考えます。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、現在のイノシシ対策について。

2点目に、今後のイノシシ対策についてお聞かせください。

次に、競輪事業についてお伺いいたします。

本市では、令和3年10月から、スポーツ性を高めた新しい競輪、250競走を開催してきました。

この250競走は、国際基準に即した新しい自転車競技の普及と、若年層や新規ファンの獲得を目的にスタートした事業で、本市が全国に誇るスポーツ資源の一つであり、新しいエンターテインメント型の競輪として市内外から注目を集めてきたところです。

一度廃止を表明した競輪事業ですが、千葉市の新しい魅力の一つになることを期待していました。

一方で、開幕以来、車券売上は低迷しており、諸般の事情により本年度下期においてレースの開催を休止するという判断がなされました。

この間、ファンや市民の皆様からは不安や懸念の声が寄せられており、事業の方向性や今後の展望について、しっかりと責任説明を果たすことが大切だと考えています。

加えて、250競走は国際規格に適合する、数少ない競技施設を活用した事業であり、将来の自転車競技の発展や地域経済への波及効果を最大化する観点からも、その持続的な開催が極めて重要であります。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、本年度下期に休止という決断に至った経緯、具体的な要因や背景について。

2点目に、開催再開に向けた、方針と対応についてお聞かせください。

次に、都市行政についてです。

空家等対策についてお伺いいたします。

空家等対策については、令和5年に、保安上危険、衛生上有害等の状態にある特定空家等の除却の強化、空き家の有効活用、適切な管理を総合的に強化することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正が行われました。

そして、この法改正に対応するため、本市でも、昨年3月に空き家を減らす、使う、なくすことを基本目標に、空家等対策計画を改定し、さらに、空き家を把握した際の現地や所有者の調査など一部の業務を委託化し、効率化を図るなど、新たな取組が進められております。

我が会派としても、安全・安心な住環境の形成に向け、空家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保及び除却等の促進の総合的かつ着実な取組に大いに期待するところです。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、空家等対策の現状と課題について。

2点目に、今後の取組についてお聞かせください。

次に、建設行政についてです。

広域幹線道路ネットワークについてお伺いいたします。

先月にも、九州地方で発生した大雨により、広い範囲で人的被害や建物被害がもたらされるなど、近年、全国各地で大雨や地震による大規模地震が激甚化、頻発化しております。

災害時には、速やかに救援、復旧活動を進めることが極めて重要であり、その備えとして、これら活動の基盤となる道路ネットワークの強化は、最も重要な取組であると考えています。

先の定例会では、新湾岸道路や幹線道路などの必要性について答弁がなされました。首都圏内をはじめ県内各地を結び、都市間の連携強化による防災機能の向上とともに、経済の活性化などにも大きく寄与する、広域幹線道路ネットワークの整備の必要性は、我が会派といたしましても強く訴えており、特に、新湾岸道路や（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジの整備に向けた取組を、より一層推進していくべきと考えております。

新湾岸道路では、5月に開催された第2回新湾岸道路有識者委員会で、国からのルートの比較案が示されました。市民も大きな関心を持っており、その内容、計画の具体的に向けた今後の取組が、また、（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジについては、事業化から3年が経過しており、整備に向けた進捗状況が気になるところです。

そこで3点お伺いいたします。

1点目に、新湾岸道路のルート案について。

2点目に、新湾岸道路の今後の取組について。

3点目に、（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジの整備内容と今後の取組についてお聞かせください。

次に、消防行政についてです。

マイナ救急についてお伺いいたします。

健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをマイナ保険証と称していますが、総務省消防庁では、救急業務の円滑化を図るため、傷病者のマイナ保険証を救急隊員が活用する通称マイナ救急の全国展開に向けて取り組んでおり、令和4年度以降、全国の救急隊が実証事業に順次参加していると承知しております。

また、令和6年度の実証事業の結果では、67消防本部660隊の救急隊が、約2か月間の実証を行い、1万1,398件の救急搬送でマイナ救急の活用があったとされています。

こうした中、本年7月16日の同序からの報道発表によると、来月から本市を含む全国全ての消防本部が実証事業に参加するとされ、その規模は5,334の救急隊に及ぶと聞いています。

そこで3点お伺いいたします。

1点目に、実証事業の概要について。

2点目に、見込まれる効果について。

3点目に、マイナ保険証がない場合の対応についてお聞かせください。

次に、水道行政についてです。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

県営水道の料金改定が市営水道に与える影響についてお伺いいたします。

千葉市内の給水人口の約95%に水道水を供給している県営水道では、平成8年度以降、消費税率の改定以外に、水道料金の値上げを実施しておりませんが、今年度、開催されている千葉県水道事業運営審議会において、令和8年度以降の県営水道事業の財政収支の赤字や資金不足を解消するため、来年度の早い時期に18.6%の水道料金の値上げが検討されており、口径20ミリメートルで1か月当たり20立方メートルを使用する一般的な家庭への影響額は、月額620円とされております。

一方、千葉市内の給水人口の約5%に水道水を供給している千葉市営水道でも県営水道と同じく、平成8年度以降、消費税率の改定以外に、水道料金の値上げを実施しておりませんが、県営水道の水道料金が値上げされた場合、市営水道でも同様に水道料金が値上げされるかどうかについては、市民の関心も高いところです。

そこでお伺いいたします。

県営水道の料金が値上げされた場合、市営水道の料金も値上げが必要になるのかお聞かせください。

次に、病院行政についてです。

市立病院の経営についてお伺いいたします。

近年の本市の病院事業の経営状況を振り返りますと、コロナ禍においては、補助金により純利益を計上し、令和2年度からは3か年は黒字となっていましたが、同補助金が、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い縮減、廃止されたことにより、令和5年度決算においては、4年ぶりの赤字となりました。

第5期千葉市立病院改革プランの最終年度である令和6年度は、プランに基づき経営改善に取り組んだものの、昨今の物価、賃金の上昇を鑑みるに、経営は厳しい状況ではないかと懸念するところであります。

市立病院において提供する政策的医療は、市民にとって不可欠なものですが、不採算となることは避けられず、経営の健全化が容易ではないことは理解しますが、その政策的医療を含め、市民が必要とする医療を将来にわたり提供し、市民の生命と健康を守り続けていくためにも、持続可能な、健全な経営を確立しなければなりません。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、令和6年度の経営状況について。

2点目に、今後の経営健全化についてお聞かせください。

最後に、教育行政についてです。

学校施設の環境整備についてお伺いいたします。

近年、地球温暖化の影響により、台風や突風、局地的豪雨など、予測が困難な異常気象が頻発しており、その規模や頻度は従来の想定を大きく上回る状況となっております。

このような気象変動の影響を受け、教育現場における安全管理の在り方が、改めて問われる事態となっております。

現状を見ますと、多くの学校において、植栽から長期間が経過した樹木が存在し、老朽化が着実に進行しております。

これらの樹木は、植栽当初は適切な管理のもとで、健全に成長してきたものの、年月の経過により、木の内部が腐ったり、根の力が弱まったりするなど、外から分かりにくい様々な不具

合を抱えている可能性があり、このことがリスクを高める要因となっていると考えられます。

また、近年の異常気象の特徴として、台風シーズンに限らず、年間を通して、突発的な強風や竜巻、豪雨などの局地的な気象現象が発生しており、樹木への負担がこれまで以上に高まっていることも見逃せません。

このような状況下では、従来の対応に加え、より包括的かつ継続的な管理体制の構築が必要となります。

本年4月には、千城台わかば小学校の校門付近の桜が明け方近くに突然倒れ、門扉やフェンスが損壊するという事案が発生しました。

幸いにも児童生徒に直接的な被害はありませんでしたが、もしこれが登下校時間や体育の授業中に発生していたとすれば、重大な人身事故につながっていた可能性は否定できません。

この事案は、現時点では表面化していない潜在的なリスクが市内の多くの学校に存在していることを示唆しており、私たちは、事故が起きてから対応するのではなく、事故を未然に防ぐという予防的な観点から、より積極的な取組を展開していく必要があります。

我が会派の要望書においても、学校の樹木管理の徹底を重点項目として取り上げているところですが、この問題に対する市民の関心の高まりや、行政への対応を求める声が少しづつ広がっていることを感じております。

市民の皆様が安心して子供たちを学校に送り出せる環境を整備することは、教育行政の基本的な責務であり、この点において決して妥協は許されません。今後さらなる対策を強化していく必要があるのではないでしょうか。

そこで3点お伺いいたします。

1点目に、学校敷地内の危険樹木に関する現状の取組について。

2点目に、危険性の高い樹木の判断方法について。

3点目に、今後の取組についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。真摯なる御答弁、よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。神谷市長。

〔市長・神谷俊一君 登壇〕

○市長（神谷俊一君） 自由民主党千葉市議会議員団を代表されまして、前田健一郎議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、令和6年度決算と7年度の收支見通しについてお答えします。

まず、令和6年度決算の評価についてですが、6年度は、歳入におきまして、市税や地方消費税交付金が予算に比べ増収となったほか、歳出において、効率的な予算執行に努めたことなどから、一般会計の実質収支は、29億8,200万円の黒字を確保したところであります。

予算を重点配分した事業については、子ども・教育の分野では、子ども医療費助成について、高校生年代までを対象に加えるなどの拡充を行うとともに、学校トイレの改修について、洋式化や床のドライ化などを全市立学校で完了するなど、子育てしやすい環境整備や学校施設の改善を進めてまいりました。

また、健康・福祉の分野では、引き続き、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、フレイルが疑われる高齢者に保健指導と介護予防を一体的に行う医療専門職を全区に配置するなど、高齢者が健康で安心して暮らせる環境整備を促進いたしました。

さらに、環境・自然の分野では、公共施設への太陽光発電設備の設置に加え、清掃工場の余

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

剩電力を市有施設で活用するための設計等を実施するなど、脱炭素の取組を推進したほか、都市・交通の分野では、生活に不可欠な既存バス路線の維持支援や、道路ネットワークの形成を促進し、市民生活の基盤となる都市機能の維持、向上に努めるなど、おおむね見込んでいた成果を上げることができたものと認識しております。

このほか、財政の健全性の観点では、市債残高や基金借入残高の削減に加え、実質公債費比率や将来負担比率の低減など、中期財政運営方針を踏まえて、財政の健全性の維持に努めた決算であると考えております。

しかしながら、財政調整基金の取崩しが多額となっているほか、病院事業の累積欠損金についても増加していることなど、厳しい財政状況であることから、引き続き、財政の健全性に配慮した取組を推進してまいります。

次に、令和7年度の収支見通しについてですが、春闘においては、2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現されているほか、国税収入も6年度決算で75兆円に達し、5年連続で過去最高を更新するなど明るい兆しがみられる一方で、米国の関税措置や物価上昇の継続に伴う個人消費への影響により、我が国経済の下振れも懸念されているところであります。

こうした中、本市においては、企業立地の実績が3年連続で過去最多を更新するなど、税源涵養に向けた取組を進めており、市税収入の增收が見込まれる状況ですが、引き続き、経済情勢による影響を注視する必要があるものと認識しております。

また、人件費や扶助費の増大、物価高騰による市民生活・事業活動のニーズへの対応、市有施設の老朽化への対応などにさらなる財政需要が見込まれることに加え、当初予算において財政調整基金の多額の取崩しを計上していることから、令和7年度の財政運営も厳しい状況であるものと認識しております。

この認識の下、収支状況を的確に見極めるとともに、物価高騰に係る国等の動向などを注視しながら、引き続き、自主財源の確保に努めるとともに、歳出においてもさらなる効率化を図りながら、各種施策を着実に推進してまいります。

次に、第2次実施計画についてお答えします。

基本的な考え方・方向性についてですが、基本計画のまちづくりを進める第2期目の実施計画として、第1次実施計画の進捗を踏まえながら、基本計画で掲げる「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」の実現に向けた着実なステップとなる計画とする必要があると考えております。

本市では、これまでの都市政策が実を結び、昨年1年間で約5,000人の人口増を実現し、現在、98万7,000人を超える都市に成長していますが、我が国全体の少子・高齢化、人口減少社会の一層の進展にも伴い、本市においても、出生数の減少や死亡者数の増加により、自然減は年々拡大しており、次期実施計画期間において、本市の人口が減少局面を迎えることも想定をされます。

そのため、地域住民の減少に伴う財・サービスの需要の縮小や地域産業を支える働き手の慢性的不足といった、直面する現実の変化に目を背けず、これを前提とした地域の担い手の育成、確保や、日常生活に不可欠なサービス基盤の維持、確保などの課題に的確に対応していく必要があると考えております。

そして、人口規模が縮小しても、地域の、都市の社会経済の活力を維持し、様々な変化に適応できるまちであり続けられるよう、次の10年、100年先の千葉市に向けて、将来への投資と

なる、都市基盤の充実強化に関する事業も位置付けていく必要があると考えております。

また併せまして、政令市移行時に整備をした公共施設の老朽化対策など、現時点で避けることのできない課題に対し、施設の集約化やインフラの長寿命化など、あらゆる工夫を凝らしながら確実に取り組んでいく必要があると考えております。

今後も、行財政運営の持続性確保に向け、事業や施策の実施に当たっては、継続前提ではなく、必要な見直しや創意工夫を凝らすなど、行財政改革に取り組むとともに、データに基づく政策立案や、緊急性、必要性、未来への投資効果などを含めた総合的な観点から、選択と集中による事業の厳選を行い、新たな時代を切り開く未来志向のまちづくりを推進するための計画づくりを進めてまいります。

次に、千葉開府900年記念事業についてお答えします。

市民参加や事業者との連携についてですが、本市が持続可能なまちであり続けるためには、市民や企業、団体など様々な活動を行っている皆様が、まちへの誇りと愛着を持つことが非常に重要であり、このことは広い意味でのまちづくりであると考えております。

来年に迎える千葉開府900年を契機として、郷土への誇りと愛着の醸成へ向けた基盤づくりを行っていくため、市民や企業・団体等と連携、協働し、実効性のある取組を進めてまいります。

そのため、令和5年度に市民・経済・大学等による千葉開府900年記念協議会を立ち上げ、各団体の持つ知見を集約し、記念事業に相応しい企画の実施へ向けた取組を協働で進めております。

また、昨年度には、市民・団体・企業等の取組を後押しするためメンバーシップ登録制度と、クラウドファンディング特設サイトの運用を開始しております。開府900年を契機に、地域に関心を持ち、自ら関わり、様々な取組を企画実施する市民や企業等との連携を進めているところでございます。

さらに今年度は、参加型のアートプロジェクトとしまして、千葉開府900年記念のシンボル事業として位置付けた、千葉国際芸術祭2025を開催しております。今月19日からの約2か月間の集中展示・発表期間を中心に、市内各所で展開される様々なアートプロジェクトに参加された皆様が、アートを楽しみながら、歴史、文化など本市の地域の魅力を再認識し共有することで、地域の新たなつながりを生み、地域そのものの活力が高まっていくことを目指していくとともに、これを開府900年を記念するレガシーのひとつとして、未来に向けて継承発展させていくことを考えております。

今後も、千葉開府900年記念の取組を通じまして、市民や企業・団体、様々な方々との連携を一層深めながら、本市が持続可能なまちであり続け、豊かな未来へとつなげていくための記念事業を着実に推進してまいります。

次に、マリンスタジアムの再構築についてお答えします。

まず、7月4日に公表した基本構想案に対するパブリックコメント手続きの結果についてですが、128人の方々から、延べ400件を超える貴重な御意見を頂戴いたしました。御意見を寄せられた方々は、市内居住が62人、県内他市町村居住が30人、県外の方が20人で、不明の方が16人おられますが、本事業への幅広い関心の高さを示した結果と捉えております。

寄せられた御意見の内容ですけれども、座席の間隔やトイレの数など、球場の仕様や併設施設など施設整備に関するものが34%、気候変動への対応や雨天中止リスクの回避を理由とした

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

ドーム化の要望が28%、クラウドファンディング等の募金手法や受益者負担の観点からの費用負担など、事業手法や資金調達に関するものが10%となっております。その他には、幕張海浜公園Gブロックに関するものが5%、交通対策に関するものが5%となっておりました。

これを踏まえて、今後、施設整備につきましては、座席間隔のゆとりの確保、360度回遊可能なオープンコンコース整備など、様々な観点から検討を進めてまいります。

ドーム化につきましては、基本的な考え方として、市民球場を超える部分は民間投資での整備による必要があると考えており、民間投資によるドーム化の可能性について排除するものではありませんが、経営の持続性の観点などから屋外型スタジアムとしての整備を前提としているところであり、近年の気候変動を念頭に、観客席上部への屋根の設置やミストシャワー導入などの対策を検討することとしております。

また、交通対策につきましても、スタジアム移転に伴う渋滞発生の懸念に関する御意見を複数いただきしております、今後、現況の調査分析を行った上で、必要な対策を検討してまいります。

パブリックコメント手続きにお寄せいただいた御意見につきましては、その概要及び、これに対する本市の考え方を整理し、9月4日に、基本構想とともに公表いたしました。今後は、いただいた御意見も参考に、新たなスタジアムの再構築の実現に向けて、着実に取り組んでまいります。

次に、サウンディング型市場調査の結果及び今後の取組についてですが、サウンディング型市場調査は、スタジアムの再構築事業の実現に向けた第一歩として、プロモーション的な意味合いも含めながら、民間企業の参画意向や事業スキームなどに関する意見を把握するため、本年6月9日から実施いたしました。

42者からの応募があり、説明会には38者が参加、最終的には34者からアンケートなどに御回答をいただき、本事業への民間事業者の関心の高さを改めて確認したところでございます。

アンケートでは、スタジアムの整備・運営、概算事業費、事業スキーム、事業の進め方、まちづくりの視点、事業協力者公募の6項目について御意見を伺い、まず、スタジアムの整備・運営については、事業協力者に一定の自由度や裁量を認める手法を望む意見のほか、公共による財政支援を求める声も寄せられております。民間の創意工夫を生かしつつ、公共性を担保するバランスが求められているものと認識しております。

次に、概算事業費、事業スキームについては、今後の物価上昇への懸念とそれに対応する仕組みの構築や、発注方法の工夫によるコスト抑制の提案があり、また、本市の財政負担を軽減するため、事業協力者の収益の一部を本市に還元する仕組みについて意見が寄せられるなど、官民連携のあり方についても多様な提案がなされております。本市としましても、事業の持続性を確保するため、こうした視点は非常に重要と考えております。

また、事業の進め方やまちづくりの視点に関しては、地域との調和や周辺環境への配慮を求める意見があり、スタジアム単体ではなく、周辺地域を含めた都市機能との連携が求められていると受け止めております。

加えて、事業協力者公募に関しては、業種制限を設けないことや、単独だけでなくグループによる応募も可能とするなど、参加資格要件の柔軟化や、事業協力者が基本計画策定後、事業実施者への移行が可能な制度設計、さらに将来的な事業内容の変化に対応できる、柔軟な制度構築に関する提案が寄せられております。

本事業の実現には民間投資が必要不可欠なものであり、提案内容は事業者の参画意欲の喚起

とともに、スタジアムの持続性、発展性の確保に有意義な部分もあると考えられることから、こうした多岐にわたる御意見を踏まえて、民間事業者が応募しやすい制度設計を目指し、秋頃の事業協力者の公募開始に向けて、準備を着実に進めてまいります。

次に、事業協力者に求める役割と期待についてですが、基本構想では、市民が日常的に利用できる、公共施設としてのベース機能などに加えて、民間事業者の投資による商業・エンターテインメント機能等の導入により、365日楽しめるスタジアムの実現を目指しております。

このため、事業協力者には、次の3つの観点からの参画を期待しております。

まず、1点目に、企画・運営の観点ですが、試合のない日でも訪れたくなるようなスタジアムとするため、飲食・物販・体験型施設・サービスなど、民間事業者の企画力や運営ノウハウを生かした魅力的な提案を期待しております。

2点目は、地域連携の観点ですが、幕張メッセや豊砂公園、既存の大型商業施設など周辺施設と連携を図り、交通アクセスや歩行者動線の整備、イベント連携などを通じて、地域全体の回遊性の向上とにぎわいの創出に貢献していただくなど、豊砂地区を含めた幕張新都心の価値向上に資する長期的な視点を持った事業展開を期待しております。

3点目に、資金調達の観点ですが、先に述べた観点での取組により、拡張機能部分も含むスタジアムは、年間を通じて多くの人々に利用される魅力的な施設となることが期待されます。そこで事業活動を通じた収益性を背景として、独立採算事業としてスタジアムの拡張機能への投資・運営を行うとともに、約600億円が必要と見込まれるベース機能の一部についても、民間からの投資を期待しております。

このように、企画運営面・地域連携面・資金面の3つの観点を備えた事業協力者に対して、今までにはなかったような創造的な提案と積極的な参画を求めてことで、官民が連携し、持続可能で魅力あるスタジアムの実現を目指してまいります。

次に、アルティーリ千葉の新アリーナについてお答えします。

新アリーナ整備に係る進捗と今後の取組についてですが、これまで、県立幕張海浜公園Aブロック内を候補地として検討したい旨の相談を受け、事業者による現地調査等について必要な支援を行ってまいりました。事業者からは調査を行った結果、改めて同公園を建設候補地として、検討を進めていきたい旨の要望があり、本年7月1日に、アルティーリ千葉とヒューリック株式会社から、2万席規模の客席を有する最先端のエンターテインメントアリーナを整備するとともに、民間による施設建設後に本市へ寄附をし、公共施設として民間による施設運営を行う、負担付き寄附による事業スキームを含めた事業計画案について申し入れがございました。

新アリーナは、ホームタウンチームであるアルティーリ千葉を市民の皆様が観戦し応援する場として、また良質なエンターテインメントを体感できる場として、本市のスポーツ・文化の発信・交流機能を担うとともに、施設や公園の利用を通じた幕張新都心での暮らしの充実、さらには、新都心全体の回遊性の向上や新たな防災拠点など、まちづくりへの大きな貢献も期待できる、公共性や公益性の高い計画であると考えております。

本市といたしましては、新アリーナが生み出す公共性・公益性等の社会的効果や経済波及効果、将来的な持続可能性も含めた事業スキームの妥当性などの検証や、周辺交通への影響の把握など、事業計画案に対する本市の考え方の整理を進めるとともに、近隣の方々に現状の事業計画案概要を説明し、事業者とともに御意見を伺っているところでございます。

今後は、検証結果の精査を速やかに進めるとともに、スポーツ・文化の振興と幕張新都心の

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

さらなる活性化に大きく寄与する新アリーナの実現に向け、検討を深めてまいります。

次に、宿泊税についてお答えします。

まず、第4回千葉市観光振興検討会議の結果についてですが、委員からは、本市観光振興の持続的な発展に向け、観光コンテンツの造成と磨き上げなど、5つの課題解決を図るには約5億円から6億円程度の新たな事業を展開する必要があり、その安定財源として、一人当たり100円から150円の宿泊税上乗せ額が必要であるなどの御意見をいただきました。

また、本市が重点的に取り組む課題として、委員からは、MICE誘致は本市にとって強みであり差別化できるコンテンツである、また、大型イベント開催による経済効果が大きいため、その誘致のための施策やアクセス改善などに多くの事業費を充てるべきなど、MICE誘致推進に係る御意見をいたいたいたところでございます。

次に、今後の進め方についてですが、千葉市観光振興検討会議からは、県内における宿泊税導入の状況変化などを注視しながら、最終的な調整がなされた上で、報告書という形で意見が提出される見込みでございます。

本市としては、この報告書の内容を参考に、宿泊税の具体的な使いみちや財源の検討を進めるなど、宿泊税導入の可否を検討してまいります。

また、千葉県や他自治体の動向を注視しながら、既に県に対して本市から要望している県による一括徴収や千葉市少年自然の家の利用に係る課税免除などの実現に向け、引き続き、粘り強く県と調整をしてまいります。

さらに、宿泊税の県・市のおのの税額は、特別徴収義務者や宿泊者の御理解の得られる額の範囲におきまして、県・市がそれぞれの財政需要を踏まえ、自らの責において課税すべきものと考えておりますが、いただいた御意見につきましては、県と協議してまいります。

次に、広域幹線道路ネットワークについてお答えします。

まず、新湾岸道路のルート案についてですが、検討に当たっては、常識的に明らかな非効率性がないこと、法的な基準を満たしていること、達成すべき目標に適合していること、三番瀬の海域をこれ以上狭めないことを原則とすることを条件に、有識者委員の意見を踏まえ、新たな道路の複数案が設定されました。

具体的には、沿線市の市街地や自然環境を避け、既存の公共用地を有効活用し、千葉港や京葉臨海工業地帯へのアクセス性を重視した、高架構造もしくは地下構造を主体とした自動車専用道路を全線新設するルートと国道357号と16号を拡幅し、16号の養老川付近から市原インターチェンジ周辺までは一般道路を新設するルートが示されたところでございます。

今後は、概略ルート・構造の複数案を比較評価することで、最も適切な対策案を検討していくこととなっております。

次に、新湾岸道路の今後の取組についてですが、概略ルート・構造案の比較検討に当たっては、複数案と、複数案を比較するための評価項目案について、地域の皆様をはじめ、沿線企業や物流事業者など、関係する多くの皆様からの御意見を伺うこととしており、本市では、オープンハウス形式の説明会を8会場で延べ37日間、個別ヒアリングを13会場で延べ14回、そのほかアンケート調査を、先月下旬から来月上旬にかけて、行っているところでございます。

なお、これらのコミュニケーション活動を通じて、できるだけ多くの皆様に周知し、御意見を伺うため、これらの実施予定などについて、特設ホームページや、広報チラシ、新聞広告、ラジオ、テレビなどを用いて、積極的にお知らせしているところでございます。

これまでに皆様からいただいた住宅地の生活環境や海辺の景観へ配慮を求める御意見などに加え、今回のコミュニケーション活動でいただく御意見も踏まえながら、本市にとってより整備効果の高い計画となるよう、引き続き、国に働きかけてまいります。

最後に、（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジの整備内容と今後の取組についてですが、オンランプは、国道357号の千葉西警察入口交差点から東京側約600メートル付近の検見川陸橋の先で、国道と東関東自動車道を平面接続し、東京方面への入り口にETC搭載車両専用となる料金ゲートを2か所設置する計画となっております。

このオンランプの設置の影響により、国道の線形を変形する必要が生じたことから、袖ヶ浦第三緑地側に拡幅するため、緑地内の遊歩道などの改修を行う計画としております。

また、スマートインターチェンジ付近の交通の整流化を図るため、千葉西警察入口交差点からオンランプまでの区間について、現在2車線の国道を3車線化することとしております。

今後、オンランプの整備や袖ヶ浦第三緑地の改修の内容について、地域の皆様に御理解いただくため、地元説明会を、今月から来月にかけて、4会場で延べ8回開催することとしております。これらの説明会を行ったのち、今年度、先行して緑地の改修に着手していきたいと考えております。

なお、オフランプにつきましては、現在、国が、一体的に整備する検見川立体と併せ、予備設計を進めており、進捗に合わせ、別途、地元説明会を行う予定としております。

新湾岸道路や、（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジの整備など、広域幹線道路ネットワークを強化する取組は、市民生活の利便性、安全性の向上や、経済の活性化が図られるほか、防災機能の強化にもつながるなど、本市の持続的発展に大きく寄与することから、引き続き、積極的に事業を推進してまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○議長（松坂吉則君） 大木副市長。

○副市長（大木正人君） 市長答弁以外の所管についてお答えいたします。

初めに、開庁時間の変更についてお答えします。

まず、現在の検討状況についてですが、本庁や区役所などの各窓口におきまして、開庁時間を1時間短くし、午前9時から午後5時とする方向で、令和8年1月からの実施にむけて検討を進めております。

次に、見込まれる効果についてですが、開庁時間の変更によりまして、より適切な労務管理や業務執行が可能となり、時間外勤務の縮減や事務ミスの防止につながるほか、職員が窓口対応に充てていた時間を、業務改善や企画立案に充てることが可能となり、将来的な市民サービスの向上につながるものと見込んでおります。

次に、市民等への影響についてですが、時間帯別の来庁、電話の傾向を踏まえ、来庁者等の多くは影響を受けないものと見込んでおります。

また、来庁や電話によらず用件を完結できるよう、窓口に来なくても手続ができる電子申請やコンビニ交付のさらなる利用促進のほか、市のホームページを利用者目線で見直すことで、必要な情報にたどり着きやすくなるよう取り組んでまいります。

あわせて、区役所の市民総合窓口におきまして、令和8年1月から、申請書の記載が不要となる、書かない窓口を開始し、手続時間の短縮など、来庁した市民の利便性向上にも努め

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

てまいります。

次に、市税収入についてお答えいたします。

まず、令和6年度決算における市税収入の状況についてですが、決算額は、2,119億円となり、前年度決算に比べ39億円の増収、率にして1.9%の伸び率となっておりまして、2年連続で過去最大の税収であります。

これは、個人市民税が、定額減税の影響により、約20億円の減収となった一方で、法人市民税が、金融・保険業等一部業種の申告税額が増額したことにより約31億円の増収、また、固定資産税・都市計画税が、家屋の新增築や物流倉庫等における設備投資の増加により約28億円の増収となったことによるものであります。

次に、令和7年度税収見込みについてですが、個人市民税が、株式等の譲渡所得の増加により、増収となる見込みであること、また、法人市民税が、卸売・小売業の申告税額の増加により、増収となる見込みであることから、市税全体としては当初予算を上回る見込みであります。

引き続き経済動向の影響を注視するとともに、課税客体の把握、徴収対策の強化により税収確保に努めてまいります。

次に、令和6年度の取組結果についてですが、現年度分は納付推進センターを活用した電話による納付勧奨を引き続き行ったほか、本年1月から督促状に納付機能を持たせ、督促状をそのまま納付書として利用できることによりまして納税者の利便性の向上を図りました。

また、納期内納付率の高い口座振替の加入を促進するため、Web口座振替受付サービスの対象金融機関を6行から15行へ拡大し、同サービスの利用者が対前年度比約25%増加するなど、一定の効果があったものと認識しております。

加えまして、滞納繰越分の対策につきましても、滞納原因と生活実態の把握に努め、文章による照会で財産が発見できない場合は、臨戸による調査や捜索を執行するなど、効果的な滞納整理に取り組みました。

結果といたしまして、市税の全体徴収率は当初予算と同率の97.9%を確保したところであります。

次に、令和7年度の取組についてですが、現年度分につきましては、さらなる口座振替の加入促進を図るため、Web口座振替受付サービスの対象金融機関に、幅広い世代が利用しやすくなるようにインターネット専業銀行3行を加えて受付を開始しております。

また、滞納繰越分につきましては、繰越額の圧縮に向けて、東・西市税事務所各課による情報の共有と的確な現状分析を行い、高額事案を中心に効率的かつ効果的に滞納整理を進めるほか、滞納繰越分につきましても、目標徴収率34%と定め、現年度分と合わせて市税全体として98.1%の徴収率達成を目指してまいります。

次に、口腔保健の推進についてお答えいたします。

まず、口腔保健支援センターの取組についてですが、歯や口腔の健康は、身体の健康と密接に関係しております。年代により課題が異なるため、市民の歯や口腔の健康への理解を深め、生涯を通じた歯科保健施策を進めていく必要がございます。

本市の歯や口腔の状況は、20歳代の約3割で歯肉の炎症があり、40歳代と60歳代では2人に1人が進行した歯周炎を有しているなど、青年期・壮年期の歯周病が深刻であります。対策を講じていく必要があるものと認識しております。

そのため、まずは、昨年度から事業所を訪問し、セミナーや口腔ケア指導を実施する取組を

開始したほか、協会けんぽと連携し、加入事業所に向けて、歯周病啓発動画を配信するなど、就労世代に向けた対策の強化に取り組んでおります。

今後、職場で従業員の口腔の健康に取り組んでいただけけるよう、企業・事業所への働きかけを積極的に行うとともに、子供のむし歯予防、青年期・壮年期の歯周病予防、高齢者のオーラルフレイル予防など、各年代に応じた取組を進め、本市の口腔保健を推進してまいります。

次に、歯周病検診の取組についてですが、歯の喪失原因となります歯周疾患を早期に発見し、予防する事を目的に実施しておりますが、歯周病の患者が若年層でも増加している状況にあります。

本市では、歯周病検診を、40歳から70歳までの5歳刻みの市民を対象に実施しておりましたが、昨年度から30歳を追加いたしました。

昨年度受診した30歳の方の状況を見ますと、口腔ケアの指導や治療が必要な方が9割を占めています。

若い世代から口腔の健康を保つためには、日常的なセルフケアとともに、検診を受けることが重要であることから、引き続き、周知啓発に努めるとともに、受診率の向上に向けた取組を推進してまいります。

次に、子どもルームについてお答えいたします。

まず、2年連続待機児童ゼロ達成の取組に対する評価についてですが、本年4月入所に向けた申込み状況から、待機児童の発生が見込まれた小学校におきまして、特別教室等を活用した施設整備を図り、15校で590人分の受入れ枠を確保いたしました。

また、夏休み期間のみの利用ニーズに対応するため、今年度から新たに、全ての子どもルームにおきまして、夏休み期間のみに限定した利用区分を設けたところ、777人の申込みがありまして、4月から利用希望者と分けて入所決定することで、真に4月から利用希望する児童の受入れ枠の確保に大きな効果があったものと考えております。

加えまして、令和6年度から新たに、低所得者世帯ときょうだい利用の利用料を減免する事業者に対し助成を行うなど、民間ルームの利用促進の取組も進め、これら取組の結果、本年4月には、2年連続となる待機児童ゼロを達成することができたものと認識しております。

最後に、今後の課題と取組についてですが、一部地域では、今後も利用児童の増加が見込まれることから、さらなる受入れ枠の確保と併せて、現場で働く支援員の安定的な確保が課題となっているほか、様々な利用者ニーズに対応していく必要があるものと考えております。

そのため、今後も、希望する全ての児童が子どもルームを利用できるよう、最新の児童推計やアフタースクールへの移行計画などを踏まえまして、必要な施設整備を進めてまいります。

また、支援員の安定的な確保に向けて、引き続き、民間事業者への委託を進めるとともに、処遇改善にも取り組んでまいります。

加えまして、保育の質のさらなる向上を図るため、支援員の研修の実施や、配慮を要する児童への対応について助言等を行う巡回アドバイザーの一層の活用を図るなど、支援員の資質の向上に努めていくほか、利用者アンケートの結果等を踏まえまして、長期休業期間中の昼食提供サービスの充実など、ニーズに応じた取組についても進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

初めに、新清掃工場と周辺整備についてお答えします。

まず、本稼働に向けた状況についてですが、北谷津新清掃工場は、令和8年4月の本稼働に向けて、来月に工場棟が完成したのち、試運転として11月からごみの受け入れを開始し、3か月にわたり焼却を行う予定です。

試運転では、焼却炉の処理能力やエネルギー回収率が市の要求する水準を満たす性能や機能を備えているか、排ガス処理設備が環境基準を満たしているかなどの確認を行います。

また、試運転中に運営事業者が機器の運転管理及び保守管理の取扱いを習得し、施設の円滑な操業に向けて準備を進めてまいります。

次に、周辺整備計画の取組についてですが、現在、民間活力の導入を予定しているオートキャンプ場等におきましては、先月下旬から事業者公募を行っているところであり、今年度中の事業者選定を目指しております。

また、市が設置する施設としましては、わんぱくの森・プレーパークにつきましては来年度のプレオープンに向けた体制づくりを進めており、北谷津温水プールにつきましては、老朽化した現状を踏まえ、新たな施設を整備するため、今年度にはD B O方式による再整備に向けた要求水準書の作成等に取り組むこととしております。

加えまして、周辺地域の持続可能なぎわいづくりに取組みますため、民間企業の知見を活用しつつ、町内自治会やN P O法人等を主体とするエリアマネジメント協議会の設立に向けた検討を進めてまいります。

次に、本稼働後の取組についてですが、北谷津新清掃工場稼働後は、一般廃棄物ごみ処理基本計画における3用地2清掃工場運用体制の方針に基づき、現在、老朽化が進行している新港清掃工場の運転を停止し、現在、既存健屋を再利用してプラント設備等を全て入れ替えるリニューアル整備を令和8年度から12年度まで行う予定です。

本年4月から、整備運営を行う事業者募集をしており、千葉市P F I事業等審査委員会におきまして、事業者提案に対する価格審査や非価格審査を経て総合的に評価し、12月上旬を目標に事業者を決定する予定でございます。

次に、中小企業における労働力不足に対する支援についてお答えします。

まず、市内事業者の労働力不足の状況とこれまでの取組についてですが、本市が本年5月に実施した直近の企業動向調査では、約4割の企業が、人材が不足していると回答しています。

また、市内中小企業と意見交換の場におきましても、人手不足により受注の機会を逸しているとの声が寄せられており、事業活動を営む上で、従業員の確保が喫緊の課題となっております。

さらに、今後、生産年齢人口の減少が予測される中におきましても、企業の事業活動を維持、発展させていくためには、新たな労働力の掘り起こしによる量的な拡大とともに、従業員のスキルアップによる質的な向上を図ることが重要であると考えております。

このため、労働力の量的な拡大の取組としましては、国との連携の下、ふるさとハローワークにおきまして、職業紹介と生活相談を一体的に実施しておりますほか、今年度から新たに、就職や復職を目指す方に対し、ビジネススキルの習得から職業紹介までを一貫して行う就活応援スクールを開始したところでございます。

また、質的な向上の取組としまして、リスキリングによる生産性の向上を図るため、従業員の研修や資格取得にかかる経費への補助制度を実施しているところでございます。

次に、今後の取組についてですが、市内中小企業の採用能力を向上させるため、性別、年齢、国籍や身体の状況等に応じた多様な人材活用方法の成功事例を紹介するなど、周知啓発を行うほか、各企業のニーズに応じた柔軟な採用活動に対する支援を実施してまいります。

また、従業員の人材育成による生産性向上を一層進めるため、現在行っている資格取得支援につきまして、安全基準などの法制度の動向や、市内業界団体等の御要望を伺いながら、対象資格や業種の拡充を検討してまいります。

今後も市内中小企業の事業活動の円滑化と、働く一人一人の能力開発の促進に向け、事業者の声を伺いながら、経済情勢に応じた的確な支援に努めてまいります。

次に、有害鳥獣対策についてお答えします。

まず、現在のイノシシ対策についてですが、鳥獣保護管理法により、狩猟免許に加えて、県知事による捕獲許可が必要となるほか、捕獲にはノウハウも求められることから、千葉市獣友会の協力により、くくりわなや箱わなを使用した捕獲を行っております。

昨年度は通常の捕獲に加えまして、イノシシが出没する前線地域で集中捕獲事業を実施した結果、年間で202頭を捕獲したところですが、さらなる対策強化が必要であると認識しております。

また、市街地における出没に対しましては、警察や千葉市獣友会と連携しながら捕獲等に努めるとともに、地域の住民の方に、SNSやちばし安全・安心メール等により注意喚起を行っております。

次に、今後のイノシシ対策についてですが、まず、イノシシの生息域を拡大させないため、昨年度に引き続き、今月16日より3か月間、出没前線地域における集中捕獲事業を実施します。

わなの効果的な設置方法についての検討にあたりましては、昨年度の実施状況を踏まえ、近隣市からの流入が懸念される市境における農地周辺の棲みかや隠れ処について現地調査を行い、隣接する佐倉市、四街道市と情報共有をする場を設け、検討を重ねてきたところでございます。

その結果、従来の市内での捕獲に加えまして、佐倉市との市境の一部にもわなを設置し、集中捕獲事業を実施するに至りました。今後も連携して実施可能な取組の検討を進めてまいります。

また、電気柵の設置や狩猟免許の取得に対する補助、地域住民の方に対する、より効果的な注意喚起など、必要とされる対策を引き続き実施してまいります。

次に、競輪事業についてお答えします。

まず、今年度下期の休止の経緯についてですが、本市は昭和24年から競輪事業を開始し、市財政等へ寄与してきましたが、民間事業者からの提案により、オリンピック競技であるケイリンに基づいた、スポーツ性の高い新しい競輪として、250競走を令和3年10月から開始しました。

これにより、ファミリー層や若者など、これまで公営競技に馴染みがなかった新規のファンにも御来場いただくなど、開幕以来、着実に認知度を高めてまいりました。

昨年度は、若年層に人気のあるユーチューバーを活用した大規模なプロモーションを実施したこともあり、車券売上は前年度比で約3倍に伸長するなど、一定の成果を上げたところでございます。

一方で、依然として開催経費が収入を上回る状況が、開幕以来続いておりまして、今後も持続的に自転車競技を振興するとともに、収益を活用した社会貢献を続けていくためには、一刻

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

も早い事業の黒字化が必要と考えておりますので、250競走独自のルールや制度などの開催形態を速やかに修正すべきものであるとの判断に至りました。

このため、業界関係者と協議を重ね、開催形態の見直しを行う期間につきましては、一時的に250競走の開催を休止することといたしました。

次に、開催の再開に向けた方針と対応についてですが、車券売上を拡大するためには、販売チャネルを増やすことが不可欠であると認識しておりますが、現在は250競走専用の運用システムを利用しておられますため、競輪業界の標準システムを活用することができず、これが販売チャネル拡充の主な支障となっております。このことから、標準システムへの移行を目指し、課題解決に向けて業界関係者との調整を進めております。

具体的には、一日二走や単勝賭け式などの、250競走独自のルールや制度の見直し・改正を行い、標準システムへの移行の早期実現に向けて取り組んでまいります。

これにより、競輪公式投票サイトをはじめ、民間車券事業者のサービスなど、多様な販売チャネルの活用が可能となります。

さらに、出場選手枠が増えることや、選手の実力が伯仲したレースとなるなど、競輪ファンの皆様にとってより楽しめる開催形態とすることで、より一層の車券売上の拡大を図ります。

今後とも、これらの取組を着実に進め、来年4月には、持続的かつ魅力ある250競走を再開できるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、空家等対策についてお答えします。

まず、空家等対策の現状と課題についてですが、現在、千葉市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家等への指導とともに、本市と協定を締結している不動産、建築、法律などの関係団体と連携した空家等に関する相談窓口の運営、セミナーなどに取り組んでおります。

先月末現在で、倒壊のおそれや衛生上の問題などがある、特定空家等は30件、新たに法改正で定められた、放置すれば特定空家等になるおそれのある管理不全空家等は、再調査により特定空家等から移行した分も含めて25件、両者を合わせても55件と、ピーク時の平成30年度末の特定空家等145件から減少しております。

なお、今後の人口減少や少子超高齢社会の進展によって、使用目的のない空き家や管理不全な空家等の増加が懸念されており、これらに対応することが課題と考えております。

次に、今後の取組についてですが、空家法の改正で制度化され、民間法人が公的立場から空き家の管理や活用の方法に関する所有者への情報提供や相談などを行う、空家等管理活用支援法人の年度内の指定に向け準備を進めており、来月から法人の募集を開始する予定でございます。

また、市内の戸建て住宅を対象に、電力会社が有する電力契約の情報を活用した空き家の調査に着手しております、所有者の状況や意向をもとに、今後指定する空家等管理活用支援法人から、直接、助言や具体的な解決策を提案することなどにより、空き家の放置の防止に向けて、所有者を支援してまいります。

これらの取組により、地域の空き家を早期に探し出し、適正な管理や活用につながるよう進めてまいります。

次に、マイナ救急についてお答えします。

まず、実証事業の概要についてですが、マイナ救急の全国展開に向けて総務省消防庁が行っているもので、本市におきましても27の救急隊が、来月から参加を予定しております。

事業概要ですが、意識障害や痛みなどが強い傷病者で、救急隊との意思疎通が難しい場合に限り、傷病者からマイナ保険証を借りて、総務省消防庁から無償貸与された機器に読み込ませ、オンライン資格確認等システムに照会し、そこで管理する医療機関での診療情報や投薬情報などを閲覧することで、救急業務に活用するものとなります。

次に、見込まれる効果についてですが、傷病者にとっては、苦痛を伴う中、救急隊員に病歴などを説明する負担が軽減されますほか、救急隊では、より適切な応急処置や、搬送先医療機関の円滑な選定につながり、また、医療機関では、治療の事前準備を行えることが見込まれます。

昨年度、総務省消防庁が公表した奏功事例では、傷病者が意識障害を起こした原因が分からない中、マイナ保険証から診療情報を確認したところ、糖尿病であることが判明し、ブドウ糖を投与した結果、病院到着時には会話ができる状態になったという事例が挙げられています。

次に、マイナ保険証がない場合の対応についてですが、マイナ保険証としての利用登録や携行の有無に関わらず、これまでどおりの救急活動により対応します。

なお、受け答えが困難となる症状が現れ、マイナ救急を活用すべき状況下では、マイナ保険証を携行していることにより、応急処置や医療機関選定を判断するための情報が取得できますので、より円滑な救急活動が行えるものと考えております。

最後に、県営水道の料金改定が市営水道に与える影響についてお答えします。

市営水道の料金の値上げについてですが、市営水道は給水している水の大半を県営水道から購入しており、県営水道の料金改定に伴って、この購入価格も値上げされた場合、給水のための費用が増加して、収支が悪化することが想定されます。

また、安全な水を将来にわたって安定的に供給していくためには、老朽化した管路や施設の更新・耐震化を一層進めていく必要があることや、市営水道の給水区域は面積当たりの料金収入が低く、本来は約2倍の水道料金が必要であるものの、市民負担の公平性の観点から、市域の大部分に給水を行っている県営水道と同一料金とするため、料金収入の不足を一般会計からの繰入金で補ってきたことを考慮しますと、県営水道が料金改定を行う場合には、市営水道も料金改定を検討せざるを得ないと考えております。

今後も、県営水道における料金改定の検討状況を注視しながら、市営水道の料金改定について、検討を行っていきますとともに、市営水道を利用する皆様には、丁寧な説明を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本恭平君） 市立病院の経営についてお答えします。

まず、令和6年度の経営状況についてですが、6年度の医業収益は、病床利用率の向上、救急搬送受入件数の増加などにより、187億8,600万円と、対前年度比10億2,100万円の増収となりました。

一方、医業費用は、給与費や薬品費・診療材料費の増などにより、244億5,200万円と、対前年度比19億8,200万円の増額となり、医業損失は56億6,600万円となりました。

医業収益は増加したものの、医業費用がそれを上回る増額となったことにより、経常収支は2年連続で赤字となり、純損失は12億7,200万円と、前年度から6億3,100万円赤字額が増加しました。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

今後の経営健全化についてですが、令和8年秋の新病院の開院を見据え、8年度から3か年を計画期間とする第6期病院改革プランを策定する予定であり、新プランには、新病院におけるER型救急の体制整備や、最新高度医療機器の導入によるがんの集学的治療体制の強化など、新たな取組を反映するとともに、これまで進めてきた改革の手を決して緩めることなく、さらなる経営健全化に向けた取組を推進します。

また、令和6年度の診療報酬改定では、改定率がプラス0.88%にとどまり、物価高騰や人件費の上昇に見合ったものとなっていないことから、診療報酬改定の早期実施や、国からの直接の補助や新たな交付金の創設などを国に要望しております。

今後も、地域医療連携や診療体制を強化し、収益の増加を図るとともに、経費、材料費等各種費用の削減を行い、経営改善の取組を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 学校施設の環境整備についてお答えいたします。

まず、危険樹木に関する現状の取組についてでございますが、本市では、令和元年度の台風により多数の倒木が発生したことを受けまして、造園業者による危険樹木の診断を全市立学校で実施いたしました。

この診断結果に基づき、危険と判定された樹木のうち、より危険性の高いものにつきましては、令和2年度から4年度にかけて、計画的に伐採を進めてまいりました。その他の樹木につきましても、令和5年度から伐採を実施しており、今年度の作業をもって完了する予定であります。

しかしながら、この計画的な伐採を進めている中でも、昨年度は稻丘小学校など7校で倒木が発生し、施設建物への被害も生じました。

特に、本年4月の千城台わかば小学校における倒木事案を受けまして、各学校で緊急的に樹木の状態確認を実施し、危険と判断した樹木につきましては、台風シーズンによる被害を極力回避するため、先月末までに約200本の伐採作業を行ったところであります。

次に、危険性の高い樹木の判断方法についてですが、外観上は良好な状態の樹木でありますても、内部で劣化が進行している場合があり、造園の専門業者などにおいても判断が困難なケースがございます。

樹木の内部の詳細な調査には、樹木医による専門機器を使用した診断が必要となりますが、費用が高額となりますことから、現状では樹木が傾いている場合や、人力で揺らした際に不安定と判断される場合などには、安全を最優先に伐採を実施しているところであります。

最後に、今後の取組についてですが、令和元年度に実施いたしました、危険樹木の点検から既に6年が経過しており、その間に老朽化が進むなど、樹木の状況も大きく変化しているものと認識しております。

このような状況を踏まえまして、改めて、現状を的確に把握するため、全市立学校における危険樹木の計画的な調査の実施について検討しております。

調査の結果、倒木等のリスクが高く、児童生徒の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある樹木につきましては、その危険度に応じて優先順位を明確化し、伐採等の必要な措置を計画的に講じるとともに、調査において危険樹木の対象とはされなかつた樹木であっても、樹木の状況等から緊急対応が必要と判断される場合には、引き続き、速やかに緊急措置を講じたいと考え

ております。

さらに、外観から危険性の判断が難しい樹木であっても、倒木によって被害が大きくなるおそれのある場所に生育する場合には、必要に応じて専門的な診断の活用も視野に入れ、より的確な判断に基づいた対応が可能となりますよう検討を進めてまいります。

今後も、児童生徒の安全確保を最優先に、地域の皆様をはじめ、学校に関わる方々にも安心していただけるよう、敷地内の樹木管理について、計画的かつ継続的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 前田健一郎議員。

○15番（前田健一郎君） ただいま、神谷市長をはじめ、両副市長、病院事業管理者、教育長より丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

基本的な考え方は、おおむね理解しました。

詳細につきましては、今後開催される決済審査特別委員会及び分科会におきまして、審査、確認を行っていくこととし、2回目は所感を述べさせていただきます。

初めに、令和6年度決算と令和7年度の収支見通しについてです。

令和6年度の決算では、各種財政指標の改善が見られ、中期財政運営方針に基づき、財政の健全性の維持に努められたものと評価しております。

一方で、今後、市民会館や新港清掃工場など、多くの市有施設が更新時期を迎えることから、市債残高の増加が見込まれるほか、財政調整基金の残高が減少しており、活用可能な財源が限られているなど、依然として、厳しい財政運営が続くものと認識しております。

加えて、物価高騰の長期化により、市民生活や事業活動への影響が続く中、今後、国においても対応が図られるものと予想されますが、本市としても、財源等を確保しながら、必要に応じて機動的な財政出動を行うことを期待いたします。

また、引き続き、将来世代への負担にも十分配慮しながら、持続的な発展に資する施策については、着実に推進していただくよう期待いたします。

次に、第2次実施計画についてです。

御答弁では、次年度からスタートする計画の前提として、今後人口規模が縮小しても地域社会の活力を維持し、時代の変化に適応できるまちで在り続けるための取組を位置付けていくということでした。

これまでの当局の取組もあり、本市の人口は増加を続けていることは我が会派としても評価しております、今後もこの状況が続くことを願ってはおりますが、一方で、昨今の我が国全体の社会情勢を鑑みるに、人口減少はもはや本市にとって対岸の火事ではないことも併せて認識しております。

加えて、昨今の物価高騰や人件費、光熱水費等の大幅な上昇など、これまで以上に厳しい財政的な条件下にありますが、次期実施計画の事業の選定に当たっては、メリハリを付けつつも、市民生活の安全・安心を確実に守りながら、本市の魅力を高め、市民が将来に希望を持つことができる計画となるよう期待しております。

次に、千葉開府900年記念事業についてです。

今年6月の千葉開府まつりや、7月の夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会には、数千人の子供たちをはじめとした多くの市民や、市内企業に勤めている社員の皆様が参加し大いに盛り上がったことは記憶に新しく、市民参加や事業者との連携も着実に進んでいると感じています。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

このような状況を踏まえて、今回、本市が持続可能なまちであり続けるためには、市民や企業・団体など、様々な活動を行っている皆様の、まちへの誇りと愛着が必要という答弁をいたしましたが、千葉開府900年を未来志向のまちづくりとして将来へつなげていくためには、この視点は大変重要であると考えます。

さらに、令和8年に迎える千葉開府900年の取組を契機として、郷土への誇りと愛着の醸成へ向けた基盤づくりを行っていくため、市民や企業・団体等と連携し、協働し、実効性のある取組を進めるとの答弁をいたしましたが、会派としても大いに共感するところです。

毎年8月に開催されている、千葉の親子三代夏祭りは、千葉市の夏の風物詩として市民の皆様に親しまれていますが、幅広い世代がともに楽しみ、地域に根差した伝統を継承していくことを目指す祭りとして千葉開府850年の記念として誕生し、市民や地域団体、企業との連携により、現在に至るまで続いてきました。

来年に迎える千葉開府900年記念へ向けて、今後、市民や企業、団体など、様々な皆様との連携をより一層深めていただくとともに、100年後の千葉開府1000年に向けた千葉市のまちづくりにつながるように、参加した子供たちや市民の皆様が後々まで記憶に残るような記念事業の企画を実施を期待いたします。

次に、開庁時間の変更についてです。

来年1月から変更に向けて検討しているとの御答弁で、順調に進んでいるものと理解しました。

懸念しておりました市民等への影響についてですが、来庁が不要となる取組に加え、来庁した市民の利便性が向上する取組も進められているとのことです。

一つ気になりますのは、開庁時間を変更する際、それを知らない市民の皆様が、窓口が開く前や閉まった後に来てしまうということです。1月から変更となれば、寒い中、出向いたのに手続ができなかつたと、御不便をお掛けすることにもなりかねません。

開庁時間の変更に当たっては、市政だよりやホームページへの掲載のみならず、区役所や市民センターなどの市の施設で目立つように貼り紙を行うことも含め、様々な手段で周知を図ってください。

できる限り市民の皆様に知ってもらえるよう、しっかりと行き渡る周知を望みます。

次に、新清掃工場と周辺整備についてです。

御答弁では、北谷津町における新清掃工場の工事は、現在、終盤に差し掛かっており、今後予定している試運転と並行してプラント機器などの運転管理の習得を行っていくとのことですが、来年4月の本稼働に向けて着実に進めていただければと思います。

また、清掃工場の管理運営については、旧工場時代を含め、周辺地域の皆様から、長年にわたり、多大なる御理解、御協力をいただいていることを踏まえ、周辺整備事業を進めるに当たっては、皆様の御意見をしっかりと受け止めながら、基本計画に基づく拠点整備で終わることなく、持続可能なさらなるにぎわいづくりを推進していくことを期待します。

さらに、安全・安心な清掃工場の管理運営に基づく周辺地域にお住まいの皆様との信頼関係の上で、本市の掲げる3用地2清掃工場運用体制による円滑な廃棄物処理体制を維持できるよう、計画的に施設更新に取り組んでいくことを期待しております。

次に、宿泊税についてです。

宿泊税の導入に際しては、令和6年第4回定例会で、全会一致で可決した意見書の趣旨を踏

まえ、本市にとって最もメリットのある枠組みとなるよう、今後も県との調整をしっかりと行うとともに、議会への報告を丁寧に行うことを期待しております。

また、千葉県の宿泊税導入に対しては、本市の宿泊者から徴税したものであることから、千葉県が実施する各種事業について、透明化を図り、市町村に対し十分説明を行うとともに、本市を訪れる方や市民が納得する制度となるよう働きかけることを期待します。

次に、マイナ救急についてです。

本市では、実証事業が始まるのが来月からということで、御答弁にありましたとおり、苦痛を伴う市民にとって、救急車を呼んだ時に、救急隊員へ説明する負担が軽減されることや、搬送先医療機関が円滑に選定されることなどは、とてもメリットだと思います。

今年の夏も、熱中症で緊急搬送された人が多かったと、報道機関で取り上げられています。

意識ももうろうとなった状態が熱中症によるものなのか、持病によるものなのか、多くの判断材料を必要とする救急隊にとって、このマイナ救急という取組は、効果が期待されるものと思います。

実証事業では、こうした効果を検証していただき、今後、より円滑な救急活動が行えることを期待しています。

また、マイナ保険証が無いと救急車を呼んではいけないというような誤解が生じないよう、ちょうど現在、9月7日から13日までは、救急医療週間のようですが、これに関連した様々なイベントが企画されているかと思います。

このような機会を生かして、市民周知を進めていっていただきたいと思います。

最後に、学校施設の環境整備についてです。

令和元年度の台風被害を受けて、速やかに全校で危険樹木の診断を実施され、計画的な伐採を進めてこられたこと、また本年4月に発生した千城台わかば小学校での事案に際しても、迅速に緊急対応を行われたことなど、児童生徒の安全を最優先に取り組まれている姿勢に敬意を表します。

また、改めて市内全校での危険樹木の調査を計画的に実施し、危険度に応じて優先順位を明確化して対応することを検討していくことであり、大変心強く受け止めております。

特に高木については、万が一倒木した場合、児童生徒の命に係わる可能性も大きいため、安全性を最優先に考慮し、基本的には伐採による対応を進めていただくことが重要だと考えます。

樹木は、子供たちが自然に触れたり、季節の変化を感じたりできる、大切な学びの場であります。

安全性の確保と教育的価値の両立は簡単ではないと思いますが、今後もきめ細やかな管理を通じて、子供たちが安心して学べる環境の維持に努めていただきたいと考えます。

引き続き、保護者の皆様が安心して子供たちを学校に送り出せるよう、安全で豊かな教育環境の実現に向けた取組を期待しております。

以上、所感を幾つか述べさせていただきましたが、以上で自由民主党千葉市議会議員団を代表しての質疑を終わります。長時間にわたり、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 前田健一郎議員の代表質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

午 後 2 時 50 分 休 憩

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

午後3時20分開議

○副議長（川合隆史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質疑を続けます。立憲民主・無所属千葉市議会議員団代表、29番・亀井琢磨議員。

[29番・亀井琢磨君 登壇、拍手]

○29番（亀井琢磨君） 皆様こんにちは。立憲民主・無所属千葉市議会議員団の亀井琢磨です。会派を代表いたしまして代表質疑を行わせていただきます。

さて、9月も中頃となりましたが、まだまだうだるような暑さが続いております。秋来ぬと目にはさやかに見えねどもなどと申しますけれども、ここ数日雨が降りまして、朝晩には虫の音も聞こえてきまして、かすかに秋の気配、足音が感じられるようになったかなと思う今日この頃でございます。

今年は、戦後80年の節目の夏でもありました。毎年、さきの戦争に関する様々なテレビ番組を録画、記録して視聴しておりますが、戦争を直接体験した世代も少なくなった今日、歴史に真摯に学び、後世にいかに語り継いでいくかということが本当に大切になってきていると感じております。今、平和な世の中があることを、私も先人に感謝しつつ、日々をまっとうに生きてまいりたいと考えております。

そして、またこの夏に行われた参議院選挙においては、SNSを媒介として、悪意のあるデマやフェイク情報がネット上にあふれ、日本人ファーストや外国人排斥などの主張が跋扈するなど、今後の我が国の将来や政治状況に対して大いなる危惧を抱いた選挙でもありました。特定のマイノリティを貶めて、差別を扇動することで、自分たちの主張を正当化しようとする政治の流れを許してはいけないと思います。人権や市民生活を地方自治体からしっかりと守っていく立場から、以下、質問をさせていただきたいと思います。

初めに、市政運営の基本姿勢について。

令和6年度決算について伺います。

本年3月、神谷市長が再選を果たされ、神谷市政2期目を迎えるました。1期目も堅実な市政運営のかじ取りをされるとともに、市政の各分野において、きめ細かく未来への種まきをされ、それが今一つ一つ花開いているものと私は実感しております。今後のますますの取組に期待を申し上げる次第ですが、しかしながら、2期目の財政見通しについては、さきの第2回定例会において、人件費や扶助費の上昇、物価高騰に伴う行政コストの増加、金利上昇に伴う公債費負担の増加など、また市税增收を上回る歳出の増加に加え、新清掃工場などの市有施設の老朽化への対応等による市債残高の一定程度の増加など、厳しい財政運営となることが示されたところであります。

厳しい状況が想定される中でありますが、令和6年度決算を踏まえ、今後も財政の健全性に配慮しつつ、施策の展開に果敢に臨んでいただきたいと思っております。

そこで3点お伺いします。

1点目に、全会計市債残高の状況について。

2点目に、将来負担比率及び実質公債費比率の状況について。

3点目に、今後の見通しと令和8年度予算編成に向けた取組についてお聞きをいたします。

次に、総合政策行政についてであります。

初めに、災害対応図上訓練の実施について伺います。

先般8月31日、九都県市合同防災訓練が開催されました。参加された皆様お疲れ様でござ

いました。トカラ列島で頻発していた地震やカムチャッカ半島地震による津波の発生は、改めて地震への備えをしていく必要性を教えてくれています。また、今年の夏は大変な酷暑でありましたが、大気が不安定な状況となり全国各地で集中豪雨が多発したところであります。九州地方では8月10日から11日にかけての集中豪雨により、熊本県を中心に水害が発生し、私も過日、熊本県において、支援活動に従事してまいりましたが、現地で被災された方からは、今までに経験したことのない雨の降り方でなすすべもなかつたとのお話を伺いました。これまでの常識や想定を超えるような災害の発生が現実化していることを改めて感じます。

本市においては、本年5月に風水害被害想定調査結果を踏まえ、浸水被害が最も大きくなる想定最大規模の高潮に対する避難方針が公表されたところですが、今後、想定最大規模の高潮を踏まえた図上訓練の実施によって、本市の災害対応能力を向上させていくことが重要と考えます。

そこで2点伺います。

1つに、図上訓練におけるこれまでの取組について。

2つに、想定最大規模の高潮における避難を踏まえた図上訓練における今後の取組についてお示しをいただきたいと思います。

続いて、幕張新都心まちづくり将来構想の実現について伺います。

幕張新都心まちづくり将来構想においては、おおむね20年から30年後の将来を見据えたまちづくりのための方向性が示され、それに基づき、様々な取組が進められ、成果を上げていると高く評価しております。一方で、県市の社会経済を牽引してきた幕張新都心においても、まちの中心である業務研究地区・タウンセンター地区では、これまでのまちづくりと社会経済との間のギャップが生じつつあり、様々な課題が顕在化していることを踏まえ、昨年度、オフィスのニーズや事業可能性等を把握するための基礎調査を実施したものと認識しております。

今後、マリンスタジアムの再構築やアルティーリアリーナの建設などの検討が進む中で、その効果を最大限に生かしながら、まちづくりを具体的に検討し、進めていく必要があると考えます。

そこで2点伺います。

1つに、基礎調査結果も踏まえた、当局が把握する業務研究地区・タウンセンター地区の現状と課題について。

2つに、今後の取組の方向性についてお聞きをいたします。

続いて、総務行政についてであります。

初めに、市の職員へのカスタマーハラスメント対策についてであります。

かつて、歌手の三波春夫さんは、お客様は神様ですという名ゼリフを残しました。お客様一人一人と真摯に向き合って、大切にするという三波さんの姿勢を表したものですが、この言葉は昭和世代には大変印象に残る言葉がありました。

しかし、このお客様は神様ですという言葉が曲解をされたり、行き過ぎてしまった結果、近年、顧客等から従業員に対する暴言や不当な要求などの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントが官民を問わず、横行しております。特に公の機関や施設では、公務員なのだから何を言ってもいいというような意識さえあるかもしれません。暴言や威圧的な言動により、心身に不調をきたす職員、悔しい思いをする職員も少なからずおられると思います。

私もそんな状況をなんとかしたいと令和5年第3回定例会でカスタマーハラスメントに関する

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

る質問を行い、現在、職員のみなさんが着用する名札はフルネーム表記から名字のみの表記に変更されるなどの対策をいただいておりますが、多くの職員がカスタマーハラスメントに見舞われることなく、安心して働き続けられるよう、さらなる対策が必要と考えます。

このたび、市では、職員を対象にカスタマーハラスメントに関する職員アンケートを行ったと聞いております。調査結果を踏まえ、カスタマーハラスメント対策の構築に期待するところであります。

そこで2点お伺いしたいと思います。

1点目に、アンケート結果の概要について。

2点目に、今後の取組についてお聞かせください。

続いて、職員の不祥事についても伺います。

全国で公務員の様々な不祥事の報道が後を絶ちません。本市においても、毎年、不祥事事案が発生してしまっている状況があり、このことは大変残念でなりません。今年度に入ってからも、教員による不同意わいせつや消防局職員による盗撮の事案が発生しております。

このような不祥事はあってはならないことであり、そして市民の信頼を著しく損なうものであることから、深い憂慮の念を抱いているところであります。ほとんどの職員の方は真面目に働いていらっしゃるだけに、ごくごく一部の方の行為によって、本市の信用や信頼が失墜してしまうことは本当に残念でなりません。

市民の代表としては、今一度ここでしっかりと気を引き締めて職務に当たっていただきたいと思いますし、組織全体で不祥事防止に改めて取り組んでいく必要があると考えております。

そこで2点お聞きします。

1点目に、過去3年間の懲戒処分と主な事案について。

2点目に、不祥事防止の取組についてお聞きいたします。

保険福祉行政についてであります。

初めに、地域包括ケアシステムについてです。

本年2025年は、介護保険制度が導入されてからちょうど四半世紀となります。現在の千葉市高齢者保険福祉推進計画、第9期介護保険事業計画では、みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへを基本理念に掲げ、高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る、地域共生社会の実現を念頭に地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すを基本目標としております。

2025年は団塊の世代が全て75歳以上であるとなる年であることから、これまでこの2025年を1つの目標年度としてあんしんケアセンターの整備、充実をはじめとして、地域包括ケアシステムの基盤構築に努めてこられたと理解しておりますが、今後は団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けての取組が求められます。同時に、高齢化のさらなる進行に伴い、医療・介護双方の支援が必要となる高齢者やその家族も増加していくことから、在宅医療・介護連携のさらなる取組も求められるところです。

そこで、あんしんケアセンターの機能強化と在宅医療・介護連携についてそれぞれ2点伺いたいと思います。

まず、あんしんケアセンターの機能強化について。

1つに、2025年を迎えての実績と評価について。

2つに、今後の課題とそれに対する対応について。

次に、在宅医療介護連携については、1つに、在宅医療・介護連携支援センターの実績と評

価について。

2つに、今後の課題と取組についてそれぞれお伺いいたします。

次に、発達に不安を持つ親子支援についてお伺いいたします。

子供の発達・成長に不安や悩みを抱える保護者は年々増加していると言われております。誰にも相談できずに悩みを抱える中で、保護者が育児への自信をなくし心身に不調をきたしたり、親子関係が悪化してしまうということも少なくないと言われております。

本市では、令和6年11月に、こども発達相談室がポートサイドタワー内に開設され、保護者が子供の発達に不安や悩みを抱えたときに、気軽に相談することができ、適切なアドバイスや支援を受けることができる体制がスタートいたしました。先般、会派のメンバーで視察をさせていただき、取組の状況などについて、お話を伺う機会をいただきましたが、この日も保護者の方の相談に対して、スタッフの方々が丁寧に時間をかけて対応されていたのが印象的でした。開設から10か月が経過し、相談件数も着実に増加傾向にあると聞き及んでおりますが、現状について改めて確認させていただきたいと思います。

1点目に、こども発達相談室の実績及び効果について。

2点目に、今後の取組の方向性についてお聞きいたします。

次に、犯罪被害者等支援についてあります。

犯罪によって傷つき、苦しむ人を1人でも減らしたい、犯罪被害者の方々に少なからず接する機会があった私にとって、これは切なる願いであり、これまで多くの場面で防犯対策や犯罪被害者支援について質問させていただいております。

刑法犯認知件数は、ここ数年はやや微増はあるものの、長期的に見れば、この間大きく減少傾向にあります。防犯対策を着実に進め、犯罪を躊躇させ、未然に防ぐことで、市民の安心・安全を守っていくことは私たちの責務であります。

しかしながら、ひとたび犯罪被害に巻き込まれてしまった方は心身ともに傷つき、今までの生活を取り戻すために大変な御苦労をされていると伺っております。

本市では、令和6年4月に待望の千葉市犯罪被害者等支援条例が施行され、被害者等への支援制度が開始されたところであります。支援を必要とする方々のために、この制度が広く利用されるようになることを心から望むものであります。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、令和6年度の支援実績について。

2点目に、条例制定の効果についてお聞きいたします。

次に、多文化共生社会の推進についてあります。

今日、私たちが日々生活をする中で、外国籍の方々と接することは全く珍しいことではなくなりました。一昔前は、外国人と出会うのは、例えば、駅や空港や観光地が中心でしたが、今では千葉市内のどの街を歩いていても、どの道を歩いていても、外国籍の方とすれ違うようになっております。コンビニに行きますと、店員さんも外国籍の方が多くなり、しかも実に様々なお国の方が働いていらっしゃっていて姿を目にします。きっと一人一人がこの日本で頑張って暮らしているのだと思います。

そんな中、昨今、日本人ファーストなどという主張が躍り、事実でないような主張が繰り返し喧伝され、我が国で暮らす外国人に対する歪んだ感情が増幅されていることは大変残念でありますし、私も大変危惧するところであります。私たちは他者に憎悪を向けるのではなくて、

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

共生できる地域社会を構築しなければいけないと思います。

今改めて、本市の現状を見つめ、多文化共生に向けてのたゆまぬ取組が求められていると思います。

そこで2点お伺いしたいと思います。

1点目に、外国人市民の現状と課題について。

2点目に、多文化共生社会の実現に向けた取組についてお聞かせください。

市民行政の最後に、男女共同参画の推進について伺います。

2003年4月に施行された、千葉市男女共同参画ハーモニーライン条例では、全ての市民が男女の別なく、個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かち合う社会を目指すべき社会と位置づけ、これまで数次にわたる計画作成のもと、取組の推進に努めてこられたと理解しております。

各種施策の推進によって一昔前に比べれば、女性の人権や地位向上、意識改革が進んでいると思いますが、しかしながら、国際的に見れば、ジェンダーギャップ指数は、残念ながら下位に甘んじている現実があります。

昨今では様々な困難を抱える女性の実態も明らかになっており、支援の充実も重要です。また、L G B Tをはじめとして、様々な立場の方々を包摂する社会づくりも引き続き求められております。本年度は、5か年計画である、第5次千葉市男女共同参画ハーモニープランの中間年度であることから、本市における現状や施策の進捗等について確認させていただきたいと思います。

そこで、ハーモニープランのこれまでの評価と今後の方向性についてお聞きいたします。

こども未来行政についてあります。

こども・若者の居場所づくりについてです。

さて、9月も中旬となりましたが、今月1日より学校が再開しております。夏休みが明けるこの時期は、子供たちが様々な悩みを深めていくとされており、子供の不登校に関する相談は8月31日が1年で一番多いと言われております。そして、また、残念なことに、子供の自死は過去最多の529名となり、自死が一番多いのは9月1日とされております。

大人でさえ、様々な悩みや不安を抱えている現代社会において、先行きが見えないことへの不安や孤立感、将来への不安や焦燥感は、まだ人生経験の少ない子供、若者ならばなおのこと重くのしかかると思います。

子供、若者の孤立や社会的つながりの希薄化が課題となる中で、安全で安心して過ごすことができる、子供、若者の居場所の確保の重要性が高まっております。本市では、どこでもこどもカフェや、プレーパークなど、子供の居場所の整備を進めてきていることと承知をしておりますが、引き続き、子供たちが安心して過ごせる居場所づくりの一層の推進が求められていると考えます。

そこで子供、若者の居場所づくりについて2項目伺います。

1点目に、現状と課題について。

2点目に、今後の取組についてお聞かせください。

次に、東部児童相談所等の整備についてあります。

本年第1回定例会の我が会派の代表質問において、令和6年度中に基本計画を策定し、中央区末広3丁目に東部児童相談所、養護教育センター、こども発達相談室、発達障害者支援セン

ター、子育てひろばのほか、地域交流スペースを集積した複合施設を整備することについて、御答弁をいただきました。令和7年3月に基本計画の策定が完了し、各施設の整備方針等について、細やかな調整作業が行われているところと理解をしておりますが、新しく整備されるそれぞれの施設がどのように役割を果たし、効果を上げていくのか、気になるところであります。

そこで基本計画について3点お伺いいたします。

1つに、複合施設の概要について。

2つに、各施設の整備において考慮した点について。

3つに、周辺地域への配慮について。

そして、最後に、今後の整備計画についても併せてお伺いしたいと思います。

こども未来行政の最後に、保育所等の待機児童対策と今後の保育需要の減少局面を見据えた対応についてお伺いをいたします。

女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴って、保育の需要は年々増大するなかで、本市においては、施設整備や保育人材の確保をはじめとした、的確な取組を重ねてきた結果、本年も6年連続となる待機児童ゼロを達成したことを大いに評価するものであります。

本市においても、子供の数は減少傾向にありますが、保護者の就労率は上昇しており、今後も保育の需要は高い水準で推移するものと考えらえることから、引き続き、需要を見極めた受け皿の確保に向けた整備が必要となるものの、少子化の進展によっては、保育需要の減少局面ということも考えていく必要があると考えます。

そこで3点伺います。

1点目に、6年連続待機児童ゼロ達成の取組に対する評価について。

2点目に、待機児童ゼロ継続に必要な保育士確保やなり手不足解消に向けた取組について。

3点目に、少子化の進行による保育需要の減少局面を見据えた対応について、以上、お聞かせください。

続いて、環境行政についてであります。

脱炭素先行地域について伺います。

令和4年11月、本市は脱炭素先行地域に選定をされ、まもなく約3年が経過をしようとしております。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、全国で脱炭素に積極的に取り組む地域の1つとして、本市が率先して行動し、取組を進めていることを評価するものであります。

脱炭素先行地域に選定された地域は、実行の脱炭素ドミノのモデルケースとなることが求められております。実行の脱炭素ドミノとは、脱炭素の実現可能性と意欲の高い地域から、ほかの地域へと取組が波及していく現象のことであります。全国規模で脱炭素への取組が広がることで、カーボンニュートラル実現への動きが加速すると期待しております。また、地域特性に応じて、自治体や地元企業が中心となって脱炭素の取組を進めることで、地域課題の解決と住民の皆さん暮らしの質の向上につながるとされております。

本市においては、この間、毎年、脱炭素に向けた施策の拡充に鋭意努めてこられたと承知をしております。今後の展開に大いなる期待を込めて伺います。

1点目に、事業の進捗について。

2点目に、進捗に対する評価についてお聞かせいただければと思います。

経済農政についてであります。

地方卸売市場再整備についてです。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

地方卸売市場については、令和7年3月末に策定した経営戦略の再整備方針の中で、全国でも事例の少ないリース方式の採用による民間活力の導入により、市場のみならず、余剰地の利活用も示されております。

前回の我が会派の質問時には、令和9年度の再整備事業者の公募に向けて、本年4月から、アドバイザリー業務委託事業者に技術的支援を受けながら検討を進めており、また、事業協力者の公募を行っているとの御答弁をいただいております。

今後、市場の特性を生かした新たなにぎわいの創出に寄与する機能を付加し、近隣施設との相乗効果を上げていくことを期待するところであります。我が会派も市場を見学させていただき、老朽化や市場の現状などを直接伺っておりますが、場内事業者や関係者の声を踏まえ、今後の計画に反映させて、流通機能を維持するため、円滑に再整備を進めることが重要と考えております。

そこで、再整備の進捗と今後の取組についてお聞かせいただければと思います。

次に、みどりの食料システム戦略についてです。

国が令和3年に策定した、みどりの食料システム戦略では、環境負荷の低減と持続可能な農業の実現を目指し、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料の使用量を30%低減等の目標が掲げられております。

物価高騰や食品の安全性、気候変動、環境意識の高まりなどを背景に、国民の農業への関心が高まっている中で、都市と農村が近接し、政令指定都市でありながらも農業が盛んである本市においては、みどりの食料システム戦略を踏まえた、持続可能な農業の推進が一層求められております。

そこで2点お聞きしたいと思います。

1点目に、現在の取組状況について。

2点目に、今後の取組についてお聞かせください。

都市行政についてであります。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援についてであります。

高齢化の進展に伴って、単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低額所得者、障害のある方などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれております。一方で、家主の中には、単身高齢者は身寄りがないことから保証人が立てられないこと、また孤独死になるリスクが高いこと、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対しての不安から、入居を拒むケースが増加することが懸念されております。

令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法が改正され、施行間近に控えております。

本市においては、この間、住宅確保要配慮者への支援の取組を行っていると聞いておりますが、今後も家主が安心して賃貸住宅を提供できるようになり、要配慮者の皆さんのが円滑に入居できる環境整備が求められております。

そこでお伺いします。

1点目に、入居支援の取組と評価について。

2点目に、今後の取組についてそれぞれお聞かせください。

身近な公園の機能再編についてであります。

市内には1,000か所あまりの身近な公園が存在しますが、整備から30年以上が経過した公園が6割以上、狭小な公園も2割を占めており、十分に活用されていない公園もあるのではないかと言われております。人口減少・少子高齢化といった公園を取り巻く環境の変化を踏まえながら、様々なニーズにも対応していく必要があります。

身近な公園の機能再編については、令和6年第3回定例会で身近な公園のリノベーションの取組ということで質問させていただいたところであり、昨年度は市内の複数の地区を選定し、住民アンケートを実施していると伺っておりますが、市民の関心も高いところであり、進捗や今後が気になるところであります。

そこでお伺いします。

1点目に、これまでの取組について。

2点目に、今後の予定についてお示しいただけたればと思います。

建設行政についてであります。

初めに、ベンチ設置の推進について伺います。

超高齢社会への対応の一つとして、誰もが利用する道路に、休憩するための施設としてベンチを設置することは、都市のバリアフリーを目指す上で必要な施策であると考えており、当局が千葉市歩行空間のベンチ設置計画を策定し、駅前広場や生活関連経路のベンチ設置を計画的に進めてきたことについて、会派としても評価をしております。

これまで市民からバス停へのベンチ設置に対する要望を多くいただいているところですが、本年6月25日にベンチ設置計画を改定され、新たに病院や大規模商業施設等の生活関連施設近辺のバス停留所にもベンチを設置するとの記者発表がありました。

また、令和7年度予算の新規施策として、バス停ベンチ設置が挙げられており、当局の今後の取組に期待しているところであります。

そこで千葉市歩行空間のベンチ設置計画における、これまでの成果と今後の取組についてお聞かせください。

次に、雨水対策についてであります。

先ほども冒頭に述べましたが、今年も全国各地において、局地的な大雨や線状降水帯が発生しており、県内でも大雨・洪水警報がたびたび発表されております。

現在、本市の雨水対策は、重点地区整備基本方針に基づき、13の重点地区のうち、4地区で事業が着手され、対策を鋭意進めていることと理解しております。当然のことながら、重点地区の対策は大規模工事となることから、完成には長期間を要することも承知しておりますが、頻発するグリラ豪雨などから市民の生命、財産を守るべく、一刻も早い効果の発現に期待するところであり、進捗状況が気になるところであります。また、事業着手がされていない浸水箇所については、今後の事業着手の予定が待ち望まれる次第です。

そこで改めて雨水対策について2点お伺いいたします。

1点目に、重点地区の整備進捗状況について。

2点目に、今後の予定についてお聞かせいただければと思います。

教育行政についてです。

初めに、教職員の長時間労働の解消についてであります。

本市の学校における働き方改革プランは、令和6年度末に、令和7年度から9年度の3か年を計画期間とする2度目の改編を行い、従来の3つの基本方針を5つの柱で構成される実行ブ

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

ログラムに見直し、具体的な取組を進めているところと承知をしております。

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の待遇の改善を目的とした給特法等一部改正法への対応のほか、今後の国の指針改定の動きなども見据え、教職員の時間外在校等時間が1か月45時間を超えないという最終目標に向けて、各種の取組を一層推進していくことが求められております。

そこで教職員の長時間労働の解消に向けて2点お聞きいたします。

1点目に、現状と課題について。

2点目に、働き方改革の取組状況及び今後の取組方針について伺います。

次に、ネットリテラシーに関する教育についてであります。

インターネットの普及により、私たちは瞬時に世界中の情報を入手することができ、SNSを介して、世界中の方々と交流できるようになり、その利便性を享受しております。一方で、SNSを介して子供や若者を狙った事件、犯罪が発生したり、有害情報にも容易にアクセスできるようになり、使い方によっては、子供や若者が危険にさらされてしまうリスクも顕在化してきております。

また、昨今ではSNS上では悪意に満ちたデマやフェイク情報が氾濫・拡大をし続けるなかで、子供や若者がその情報の真偽を正しく判断できているかを疑問視する識者の指摘もあります。このことは昨今の各種の選挙の投票行動やインターネット情報やSNSに関連した様々な社会事象、社会現象をみれば、こどもや若者のみならず、大人も同様であります。

生成AIの発展等の技術の進歩が進むなか、今後ますます情報の正確性や物事の真偽を判断できる力を身につけることが肝要であり、今こそ改めて、ネットリテラシーに関する教育が大切と考えます。

そこで伺います。

1点目に、現状について。

2点目に、今後の取組についてお聞かせください。

次に、支援を必要とする児童生徒への支援についてです。

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画によれば、基本理念として、人間尊重の教育を基調とし共生社会の形成を目指すこと、障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子供がもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行うことが示されています。その理念のもと、これまで特別支援学級や通級指導教室の増設、特別支援教育指導員や介助員の増員等、特別支援教育の充実に努めてこられたのだと理解しております。今後も障害のある児童生徒のより良い学びのための施策推進が求められております。

また、文部科学省の調査によれば、日本語指導が必要な児童生徒の状況は、過去10年間で約1.9倍と急増しておりますが、本市においても外国にルーツを持つ児童生徒の数も増加しており、この間、言語の多様化や人材の確保など課題があると聞き及んでおります。言葉が不自由であることは、学校生活や日常生活を送る上で様々な困難に直面してしまうおそれがあります。障害があってもなくても、国籍やルーツが違っても、一人一人が心豊かに学べる学校環境になってほしいと思います。

そこで、支援を必要とする児童生徒の支援について、ここでは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒と、日本語指導を必要とする外国にルーツを持つ児童生徒の支援についてそれ

それ伺います。

1点目に、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒へのこれまでの取組と成果について。

2点目に、課題と今後の方向性について。

3点目に、日本語指導を必要とする外国にルーツを持つ児童生徒へのこれまでの取組と成果について。

最後に、日本語指導を必要とする外国にルーツを持つ児童生徒への支援の課題と今後の方向性についてお伺いいたします。

最後に、子供の読書推進についてあります。

読書は人の心を豊かにし、人生を豊かにすると言われております。子どもの読書活動の推進に関する法律では、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならないと定められております。本市においては、第4次千葉市子ども読書活動推進計画を策定され、発達段階に応じた子どもの読書推進に取り組まれていることと承知しておりますが、同計画は今年度が最終年度となることから、これまでの取組を踏まえた次期計画の策定が行われていることと思います。

そこで伺います。

1点目に、第4次千葉市子ども読書活動推進計画のこれまでの取組の結果と課題について。

2点目に、次期計画の方向性についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。神谷市長。

〔市長・神谷俊一君 登壇〕

○市長（神谷俊一君） ただいま、立憲民主・無所属千葉市議会議員団を代表されまして、亀井琢磨議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、令和6年度決算についてお答えします。

まず、全会計市債残高の状況についてですが、全会計市債残高は、平成22年度の1兆815億円をピークに年々減少傾向にあり、令和6年度決算においても、新清掃工場建設や新病院整備の事業進捗により建設事業債は増加したものの、一方で臨時財政対策債の発行が減少したことなどから、前年度末に比べ37億円減の9,530億円となっております。

次に、将来負担比率及び実質公債費比率の状況についてですが、令和6年度の将来負担比率は、分母となる標準財政規模が増加したことなどから120.1%となり、前年度から2.3ポイント減少しております。

実質公債費比率についても、同様の理由で10.4%となり、前年度から0.3ポイント減少しております。

中期財政運営方針期間の途中段階ではありますが、いずれの比率も方針で定めた水準の範囲内に収まっており、財政の健全性の維持に努めた結果であると認識しております。

次に、今後の見通しと令和8年度の予算編成に向けた取組についてですが、市債の活用につきましては、市有施設の老朽化対策に加え、新清掃工場や新病院、新たな児童相談所、学校体育館への空調設備の整備などのほか、道路ネットワークの整備といった市民サービスの維持向上と本市の持続的発展に必要な投資が見込まれており、市債残高についても、一定程度の増加

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

が見込まれております。

また、市債の調達金利のさらなる上昇に伴う公債費の増加も想定され、厳しい財政運営になるものと考えております。

さらに、健全化判断比率につきましても市債残高の増加による将来負担比率の上昇や公債費の増加による実質公債費比率の上昇が一定程度見込まれます。

この認識のもとで、令和8年度予算編成において、建設事業の実施にあたりましては、財政指標への影響を考慮し、実施内容の精査や実施スケジュールの平準化による計画的な市債の発行や、交付税措置が手厚い財源的に有利な市債の活用に努め、将来にわたり持続可能な財政構造の確立に努めてまいります。

次に、脱炭素先行地域についてお答えします。

まず、事業の進捗についてですが、令和5年度から市有施設や市内農地に太陽光発電設備の設置を進め、昨年度までに、一般家庭約800世帯分の年間CO₂排出量削減に相当する約3,300キロワットを導入しました。

これらの太陽光発電による電力や清掃工場における余剰電力を最大限活用することにより、令和8年度から市有施設の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを達成する見込みとなっております。

また、動物公園周辺におけるZEH住宅の開発に向けて事業者との協議を進めるとともに、動物公園へのバイオマス熱ボイラー導入に向けた事業者選定や、幕張メッセにおける照明のLED化に向けた助成等を実施いたしました。

なお、脱炭素先行地域事業の市民等への周知を図るため、現在35者となる、千葉市脱炭素先行地域推進コンソーシアムの会員企業の協力を得てイベント出展等を行うとともに、今年度は特設サイトの開設に向けた準備を進めています。

次に、進捗に対する評価についてですが、現在、南部浄化センターへの大規模な太陽光発電設備の設置や、市有施設の電力需給を一元管理するエリア・エネルギー・マネジメント・システムの構築など、様々な計画事業が着実に具現化されてきております。

このような事業の進捗に対しまして、昨年度に環境省が実施した選定自治体を対象とする中間評価において、本市は優良事例として評価を受けております。

具体的には、市有施設の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロが令和8年度に達成できる見込みであることに加え、太陽光発電・蓄電池導入によるレジリエンス強化や、イベント等での割りばし回収などによる行動変容の推進などが評価されたところでございます。

今後も先行地域事業を着実に進めるとともに、他自治体への積極的な横展開などにより、地域脱炭素に貢献してまいります。

次に、幕張新都心まちづくり将来構想の実現についてお答えします。

まず、業務研究地区及びタウンセンター地区の現状と課題についてですが、昨年度に基礎調査を実施し、業務研究地区では、幕張メッセがコロナ禍以前の状況を取り戻しつつあり、オフィスビルでは大企業の新規立地とともに地元金融機関の投融資も見られる状況が確認できております。

一方、一部のオフィスビルでは、不動産証券化が行われ、リースバック契約満了後に本社機能が幕張新都心から転出し、その後、テナントビルへの転換が生じていること、加えて、かねてからの課題である、域内に魅力的な飲食店や休憩スペースが十分でない現状もございます。

また、ホテルや商業施設が集積するタウンセンター地区では、幕張メッセやZOZOマリンスタジアムの集客力も背景に、域内商業施設では堅調な経済活動を確認できるとともに、ホテルの宿泊者数では市内宿泊者数の約半数を占めるなど、これまで幕張新都心らしさを構成してきたスポーツ、エンターテインメントなどの、遊び遊に関する機能がまちの強みであることを確認しております。

今回の基礎調査の結果を踏まえ、幕張新都心の中核となる両エリアの個々のポテンシャルをさらに高めるとともに、域内の回遊性や滞在快適性の向上などにより、まちの機能を有機的に連携させていくことが求められていると認識しております。

次に、今後の取組の方向性についてですが、現在、幕張新都心では、幕張海浜公園における民間活力導入による公園活性化施設の整備、アルティーリ千葉の新アリーナの建設検討、先般基本構想を公表しましたマリンスタジアムの再構築など、公園を中心に大きな動きが生じつつあり、また、ベイタウン及びベイパークでは、住民や事業者をはじめとした地域関係者等を主体とするまちづくりが進められております。

今後も、社会経済のトレンドやまちの強み、課題を踏まえながら、民間の投資や参入を促すなど、官民連携によるまちづくりを進める必要があると考えており、今年度は、幕張新都心のうち、まず、中核となる業務研究地区及びタウンセンター地区を対象にし、集積すべき産業や求められるまちの機能、加えて、マリンスタジアム基本構想でも示した、スポーツ・文化をテーマにした回遊性や滞在快適性の向上などに向けた取組の検討を進め、年度末の基本の方針の素案のとりまとめを目指してまいります。

次に、多文化共生社会の推進についてお答えします。

まず、外国人市民の現状と課題についてですが、近年、本市の外国人市民の数は増加しており、本年7月末現在、前年比で11.8%増の4万2,316人が在住されており、人口の約4.3%となっております。

また、人材不足が深刻化し、外国人が日本の経済社会におけるサービス提供等の担い手となっている中で、国においては、特定技能制度について、受け入れ見込数の大幅拡大と対象分野の追加等がなされたほか、人材確保を主眼とする育成就労制度が創設され、特定技能への段階的な移行が見込まれることから、今後は、就労世代に加え、その配偶者や子供など、帶同家族を含めた人口の増加や多国籍化、在留期間の長期化がさらに進むことが推測されます。

こうしたことから、言葉の壁によるコミュニケーション不足や生活習慣等の相違による日常生活でのトラブルに加え、病院や学校などにおいて日本語での意思疎通に支障をきたすケースが、今後さらに増加することが課題であると認識しております。

最後に、多文化共生社会の実現に向けた取組についてですが、本市では、千葉市多文化共生推進アクションプランに基づき、外国人市民が生活する上での課題に対応するため、やさしい日本語と多言語による情報提供や生活相談をはじめ、登録ボランティアが通訳・翻訳を行うコミュニティ通訳・翻訳サポート制度の実施など各種支援に取り組んでいるところであります。

現在のアクションプランは、全ての市民が誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会の実現と誰もが生き生きと活躍できる社会の実現の2つの方向性を掲げ、多文化共生を推進するための具体的な行動計画を定めておりますが、今年度がその最終年度となることから、次期プランの改定作業を現在、進めているところでございます。

今後は、外国人市民が地域社会の構成員として円滑に生活ができるように、国が果たすべき

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

その役割を求めつつ、本市として、企業や町内自治会など多様な主体と連携し、日本語や日本の文化・社会制度を学ぶ機会を拡充するとともに、学校現場においても日本語指導が必要な児童生徒に対して集中的に日本語初級の習得期間を設けることなどにより、早期に地域社会に馴染んでもらう取組や日本人、外国人の児童生徒がいずれも学校生活を円滑に送るための取組などに積極的に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、並びに教育長から答弁をいたします。

○副議長（川合隆史君） 大木副市長。

○副市長（大木正人君） 市長答弁以外の所管についてお答えいたします。

初めに、災害対応図上訓練の実施についてお答えいたします。

まず、図上訓練におけるこれまでの取組についてですが、地震を想定した図上訓練は、首都直下地震等により九都県市全域が被災した想定のもと、防災関係機関を含め、各都県市間の相互連携や災害対応能力の向上を図るため、九都県市合同防災訓練図上訓練を平成15年1月から実施しております。

また、本市では、令和元年度に甚大な被害を受けた房総半島台風や同年10月25日の大雨を踏まえまして、本市独自の取組として、2年度以降、風水害の図上訓練を実施しております。

昨年度実施いたしました風水害図上訓練では、災害対策本部における情報の収集や共有、人的支援・救援物資の受け入れ、要配慮者支援に係る調整、防災関係機関との連携等の訓練を実施いたしました。

次に、想定最大規模の高潮における避難方針を踏まえた図上訓練の今後の取組についてですが、本年5月に公表いたしました約29万人の避難者が想定される、想定最大規模の高潮における避難行動といたしましては、早期避難と分散避難の2つを柱としております。

まずは、これらの考え方や高潮発生に伴う被害想定の周知に努め、防災関係機関との連携強化や職員のさらなる災害対応能力向上を図るため、これまで実施してまいりました風水害図上訓練に、想定最大規模の高潮発生に対する訓練内容を新たに加えることとしております。

次に、市職員のカスタマーハラスメント対策についてお答えいたします。

まず、職員に実施したアンケート結果についてですが、アンケートは、特別職を除く全職員約1万7,000人を対象に昨年11月から12月に実施し、約5,500人から回答があり、回答率は31.5%がありました。

結果の概要ですが、おおむね過去3年間に市民等から著しい迷惑行為を受けたことがあると回答した職員は約4割がありました。

著しい迷惑行為の態様といたしましては、何回も同じ内容を繰り返す、侮辱・大声・恫喝、長時間の拘束などであり、また、行為に至った理由として考えられるものとしては、行政サービスそのものへの不満、職員の態度や対応の仕方への不満などとなっております。

有効な対策といたしましては、職場における組織的な対応、映像・音声の記録、対策マニュアルの作成・周知、市の基本方針や基本姿勢の策定などが挙げられております。

今回のアンケート結果によりまして、各職場の現状をはじめ、職員の意識やニーズ等を把握することができましたことから、今後、必要な対策を実施してまいります。

次に、今後の取組についてですが、今回のアンケート結果のほか、先進自治体の取組状況なども踏まえて、今年度、本市のカスタマーハラスメントに対する基本的な考え方を示した対応

方針や、組織として適切な対応が行えるよう、具体的な対応例などを示した対策マニュアルを策定する予定であります。

また、本年6月に、改正労働施策総合推進法が成立し、今後、国から対策に関する具体的な指針が示される予定となっており、動向を注視し適切に対応してまいります。

今後も、職員一人一人が安心して働き、能力を発揮できる良好な職場環境を確保し、市民の皆様へ行政サービスを適切に提供するため、職員のカスタマーハラスメント対策に取り組んでまいります。

次に、職員の不祥事についてお答えいたします。

まず、過去3年間の懲戒処分の状況と主な事案についてですが、懲戒処分の状況は、令和4年度は6件で9人、5年度は6件で6人、6年度は8件で8人となっております。

主な事案といたしましては、飲酒運転物損事故、盗撮行為、学校の入学選考における採点誤り、欠勤などが挙げられております。

次に、不祥事防止の取組についてですが、綱紀の保持についての依命通達により、公務員倫理について周知徹底を図るとともに、各職位の新任者を対象とした公務員倫理に関する研修を実施しております。

また、各局区長を服務管理者として位置づけまして、局区単位で服務規律や公務員としての心構えに関する研修・啓発の実施や、職場訪問による指導などを行っております。

さらに、不祥事防止のための全庁的な組織として、コンプライアンス委員会を設置いたしまして、毎年度、懲戒処分の状況や各局区の効果的な取組を共有するとともに、重点取組を決定、実施しております。昨年度の重点取組といたしましては、懲戒処分事例等を伝えるコンプラ定期便の発行や、ゴールデンウィークや年末の時期に合わせた飲酒運転防止の呼びかけなどを行いました。

これらに加えまして、依存症への理解を深めるための特別研修を開催するなど、実際に起きた不祥事事案を受けての再発防止の取組も実施しております。

不祥事は、職員一人一人が自分事として捉えることが重要でありまして、このような取組を繰り返し行うことで、不祥事防止に努めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムについてお答えします。

まず、あんしんケアセンターの実績と評価についてですが、あんしんケアセンターは、平成18年度の開設時は市内12か所でありましたが、現在は出張所を含め32か所に、職員数も36人から156人に拡充を図っております。高齢者の身近な相談窓口として様々な相談に対応し、相談件数も年々増加しております。

介護予防や生活支援の取組も行っておりまして、令和3年度からは、介護保険サービス以外の地域資源情報の把握や、新たな資源創出を目的とした生活支援コーディネーターを全センターに配置し、機能強化を図ってまいりました。

また、あんしんケアセンターは、直近の調査では約7割の市民に認知されておりまして、地域包括ケアシステムの中核として、また、高齢者施策の拠点としての役割を果たしているものと考えております。

次に、今後の課題と対応についてですが、8050問題やごみ屋敷など複雑化、複合化している相談が増加しております。高度な支援が求められるようになっているほか、要支援認定者の増加に伴い、介護予防ケアプラン作成に時間を要しており、結果としてサービス提供までに時

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

時間がかかるケースも発生しております。

また、センター職員の配置の目安は高齢者人口をもとに国が示しておりますが、実態としては、業務に応じた職員の配置が難しく、センターが十分に機能を発揮するための人材確保に課題があるものと認識しております。

そのため、大都市民生主管局長会議におきまして、国に改善を要望するとともに、本市いたしましても、現状のセンターの業務量に見合った適正な配置の検討を進める必要があるものと考えております。

複雑化、複合化する課題に対しましても、他の相談支援機関と連携しながら、引き続き、適切な対応に努めてまいります。

次に、在宅医療・介護連携支援センターの実績と評価についてですが、在宅医療・介護の連携を推進するため、平成30年度に在宅医療・介護連携支援センターを設置いたしまして、市内の医療・介護専門職から連携に関する様々な相談に対応しております。

また、医療・介護専門職の顔の見える関係性を構築するため、あんしんケアセンターと連携し、市医師会などの関係団体の協力をいただき、区やあんしんケアセンター圏域ごとに多職種連携会議を開催してまいりました。

相談件数は増加傾向にあります、在宅医療・介護連携支援センターの機能や役割が市内の医療・介護専門職に一定程度認知されているものと考えております。

次に、今後の課題と取組についてですが、在宅医療・介護連携支援センターでは、高齢者分野の専門職を中心に相談支援を行ってまいりましたが、近年は、障害分野など高齢者分野以外の支援者からの相談も増えておりまして、多世代・多分野に対する相談支援への対応が課題となっております。

そのため、令和6年度から、連携コーディネーターを1人増員し、センターの機能を拡充することで、医療的ケア児など若年分野にも対象範囲を広げ、相談支援に当たっております。

今後は、さらに幅広い分野での情報収集を進めるほか、高齢者分野以外の専門職に対しましても、センターの周知を図り、連携課題への対応力強化に努めてまいります。

次に、発達に不安を持つ親子支援についてお答えいたします。

まず、こども発達相談室の実績と効果についてですが、こども発達相談室は、こどもの発達について気軽に相談できる窓口として、昨年11月に開設し、本年6月末までの8か月間に335人から相談を受けております。

主な相談内容といたしましては、言葉の発達の遅れや落ち着きがないなどの相談が多く、面接では、保護者から普段の様子を聞き取るなど状況を把握いたしまして、子供が遊ぶ様子を観察しながら、保護者に対し子供への接し方についてアドバイスを行っております。

約4割のケースが1回の面接で終了している一方、複数回の面接や発達検査などを通して、お子さんへの理解を深め、早めの療育や医療につながるケースもあります。

利用された保護者からは、子供の関わり方などについて専門職からアドバイスをいただいたことで、以前より安心して子供と向き合えるようになったなどの声をいただいております。

次に、今後の取組の方向性についてですが、本年4月より新たに言語聴覚士を配置し、言葉の遅れなどに関して専門的なアドバイスができるよう体制を強化したところであります、引き続き相談体制の充実を図ってまいります。

保護者がその子らしさを理解し、子供が自分らしく成長できるよう、子供と接する機会の多

い保育所や医療機関などの関係機関との連携を図り、効果的な支援を行ってまいります。

次に、犯罪被害者等支援についてお答えいたします。

まず、令和6年度の支援実績についてですが、延べ173人の方から相談を受けておりまして、そのうち、殺人や重傷病、性犯罪の被害者等20人に対しまして見舞金の支給や日常生活支援を実施いたしました。

また、犯罪被害者等支援への理解促進を図るため、犯罪被害者の御遺族による講演会や千葉犯罪被害者支援センターによる講座を実施し、合計約700人の方に御参加いただいたところであります。

今年度も、相談件数は昨年度と同程度に推移しております、引き続き被害者等のニーズに応じた支援を行ってまいります。

次に、条例制定の効果についてですが、見舞金の支給や日常生活支援等の各種施策について条例に規定することで、これまで以上に警察や千葉犯罪被害者支援センター等の関係機関と緊密な連携が図られ、相談件数も増加し、多くの方々への支援につなげることができたものと考えております。

また、繊細な相談内容が多くある中、相談者に寄り添った体制が取れるよう男女の元警察官等を専門相談員として配置することで、同性の相談員がいたことで安心できた、支援につなげていただき感謝している等の声をいただいております。

次に、男女共同参画の推進についてお答えいたします。

ハーモニープランのこれまでの評価と今後の方向性についてですが、令和5年に策定いたしました、第5次千葉市男女共同参画ハーモニープランでは、あらゆる分野における女性の活躍や安全・安心で自分らしい暮らしの実現など、4つの基本目標を掲げるとともに、男女共同参画社会の形成に向けて、市の状況を検証するため、16の指標を設定しております。

計画初年度の状況では、中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合など最終目標を達成している指標が2項目、計画策定時の現状値と比べ、改善している指標が7項目、満たしていない指標が7項目となっております。

このうち、市民意識を把握する指標といたしましては、男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合が、令和3年度の39.7%から、5年度は65.2%へと増加しており、意識啓発の取組におきまして、一定の成果につながっているものと考えております。

一方、L G B Tに関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合は直近の令和4年度で84.5%と高い水準であったものの、学校や職場内的人がL G B Tだった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合が令和4年度の58%から、5年度は52.2%へと減少しております。このことから、多様な性に関する意識は高まってはいるものの、理解が十分に進んでいない現状がうかがえるため、今後も粘り強く取組を進めてまいります。

さらに、女性が抱える問題が多様化、複雑化、複合化していることを踏まえまして、第5次ハーモニープランを今年度中に改定し、困難を抱える女性を支援するための施策を明記することで、同計画に基づく支援を着実に進めてまいります。

次に、こども・若者の居場所づくりについてお答えをいたします。

まず、現状と課題についてですが、本市では、家庭でも学校でもない第三の居場所として、地域において信頼できる大人が見守る中で安全・安心に過ごせる、子供の居場所づくりを進め

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

ております。

子供の健全な遊び場と居場所の提供などを目的として、子ども交流館を設置しているほか、子どもたちの森公園では、自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにしたプレーパークを開催しております。また、市民ボランティアなどが開催する、どこでもこどもカフェの運営を支援するとともに、子ども食堂の実施団体を市のホームページで周知するなど、運営に関する側面的な支援を実施しております。

どこでもこどもカフェにつきましては、令和6年度は7団体が新規で登録し、現在32か所で運営されるなど、地域におけるこどもの居場所は着実に増加しております。また、プレーパークにつきましては、6年度は猛暑の影響により夏季の利用者は減少したものの、年間利用者数は1万5,422人と前年度を上回る利用があったほか、地域でプレーパークを開催する市民団体等への支援としてプレーリーダーを派遣しております、8団体に対し延べ92回派遣を行いました。これにより、地域の団体等が継続的に活動しやすい環境を整えるとともに、地域内のつながりの促進にも寄与しております。

子供の居場所づくりにあたりましては、安定的な運営を支える担い手の育成や確保のほか、地域ごとに居場所の数に偏りがあることが課題となっております。

また、こども・若者基本条例を制定するにあたり、実施いたしましたアンケートにおきまして、若者のための居場所に対する要望があったことから、今後は若者のニーズを把握し、若者の居場所を確保していく必要があるものと考えております。

次に、今後の取組についてですが、子供の居場所につきましては、アドバイザーの派遣や、こどもの居場所サポーター養成講座の開催などを通じまして、地域の担い手育成・確保に引き続き取り組んでまいります。また、子供の居場所に携わる事業者等のネットワークも活用しながら、運営のノウハウや好事例を広く周知していくことにより、居場所の数が少ない地域におきましても子供たちが安心して過ごせる居場所の開設につなげてまいります。

若者の居場所につきましては、若者が主体的に関わる活動の支援や地域との交流機会の提供など、若者のニーズに応じた居場所づくりに取り組んでいる自治体や民間団体の事例を調査、研究するとともに、今後、こども・若者会議におきまして当事者の目線での意見を伺いながら、必要な機能や過ごし方等を含めた若者の居場所のあり方について、検討を進めてまいります。

次に、東部児童相談所等の整備についてお答えいたします。

まず、複合施設の概要についてですが、整備コンセプトを、こどもや子育て家庭が気軽に立ち寄れる、不安や悩みを相談できる、地域に開かれた心地よい空間と定めまして、集積する施設やその規模、配置案等を検討し、令和7年3月に基本計画を策定いたしました。

集積する施設は東部児童相談所、発達に係る相談支援機関であります養護教育センター、こども発達相談室、発達障害者支援センターに加えまして、子育てリラックス館の機能と大型遊具等を備えた屋内の遊び場を組み合わせた（仮称）子育てひろばのほか、誰もが自由に交流できる地域交流スペースを配置し、全体の延床面積を約7,550平方メートルとしたところであります。

次に、各施設の整備におきまして考慮した点についてですが、東部児童相談所は、今後の相談件数や職員の増加にも対応できる十分な面積とし、相談体制の強化を図ります。

また、東部児童相談所に併設する一時保護所は、子供の権利擁護に配慮するとともに、家庭的な雰囲気で安全・安心に生活できるよう、居室の個室化とユニット化を図り、明るく、落ち

着いた空間となるよう環境を整えるほか、子供が自主的に活動できる、こども活動室や、自由時間の選択肢を広げるために、ユニット内とは別にリビングを配置いたします。

発達に係る相談支援機関は、専門性の高い3施設を集積する効果を最大限に発揮するため、プライバシーに配慮しつつ連携を生み出せるよう効果的に諸室を配置するとともに、理学療法室や医療相談室など、専門的な相談等に係る諸室を新設いたします。

（仮称）子育てひろばは、子育て中の親子が集い、子育てに関する相談などができる地域子育て支援拠点の機能と、屋内遊び場を一体的に整備し、幅広い年齢の子供と子育て家庭が気軽に訪れ、楽しく過ごせる場所といたします。

地域交流スペースは、複合施設の利用者をはじめ、隣接する高齢者スポーツ広場の利用者や地域住民が自由に集い、交流できるオープンスペースとして整備してまいります。

次に、周辺地域への配慮についてですが、これまで地域の方々からいただいた御意見を踏まえ、建物は3階建て以下を目安とし、周辺住宅への日照や圧迫感に配慮した計画としております。

また、十分な駐車スペースを確保するとともに、周辺道路の安全に配慮するため、敷地周囲に歩道状の空地を設けるほか、隣接する高齢者スポーツ広場からの動線も併せて検討することとしております。

次に、今後の整備計画についてですが、基本計画に基づき、令和7年度から8年度にかけて基本設計・実施設計を行うこととしておりまして、本年7月に事業者を決定し、着手したところであります。

基本設計では、発達に係る3つの相談支援機関の連携強化はもとより、各施設間の連携のしやすさを考慮した諸室の配置等を検討し、日常的な子育ての不安から専門的な支援まで、同一施設内で対応できる体制を整えます。

また、他機関と区分し独立性を持たせる一時保護所は、子どもの権利擁護に配慮し、家庭的な雰囲気で生活できる施設となるよう整備内容を検討してまいります。

なお、基本設計完了後には、建物構造や各施設の配置につきまして、改めて地域の方々に御説明する予定としております。

次に、保育所等の待機児童対策と今後の保育需要の減少局面を見据えた対応についてお答えいたします。

まず、待機児童ゼロ達成への評価についてですが、幼稚園の認定こども園への移行や小規模保育事業の保育所への移行、また、保育所等の定員増など、既存施設を最大限に活用することを推進したほか、美浜区の若葉住宅地区など、特に大きな保育需要の増加が見込まれる地域に絞って新規施設を整備し、受け皿の整備を図りました。

また、保育士等への給与上乗せであります千葉市手当の令和7年度からの増額や市内の保育所等で働くことをPRするチラシを保育士養成施設等へ配布するなど、保育人材の確保に努めたほか、昨年4月に開設した幼児教育・保育人材支援センターでの相談対応などによりまして、保育士の離職防止にも取り組んできたところであります。

さらに、これまで同様、各区におきまして子育て支援コンシェルジュや区職員が入所あっせんをきめ細やかに行い、真に入所を希望する方の入所に結び付けられるよう取り組んでまいりました。

これらの取組によりまして、増加する保育需要に対応し、6年連続待機児童ゼロを達成する

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

ことができたものと考えております。

次に、保育士確保やなり手不足解消に向けた取組についてであります。今年度から月額最大4万円に増額した千葉市手当につきまして、保育施設や新規に採用された保育士に対するアンケート調査を実施したところ、施設からは採用に効果があった、新規採用保育士からは千葉市で働くきっかけになったといった意見が数多く寄せられ、保育士確保に一定の効果があったものと認識しております。

当該アンケートの結果を踏まえまして、今後も全国的な保育士不足が継続する中で保育士を確保していくための施策を推進するとともに、修学資金等貸付や保育士資格取得支援などによる各種支援、高校生の保育体験を通じた魅力の発信など、保育士のなり手不足解消にも継続的に取り組むことによりまして、保育の受け皿確保を着実に進めてまいります。

最後に、保育需要の減少局面を見据えた対応についてですが、本市の保育需要は、全体としては依然として高い水準にあるものの、地域によりましては、利用児童数が定員を恒常に下回る施設も見受けられ、安定的な運営に支障を来すケースが生じることも想定されております。

このような状況を踏まえまして、本市では、保育事業を担う法人の経営状況や将来的なリスクを的確に把握して、必要に応じて支援や助言、指導を行うことができる仕組みの構築について検討を進めており、国に対しても、こうした取組の後押しを求めているところであります。

今後の保育の受け皿の拡充に当たりましては、既存の保育資源の有効活用をこれまで以上に徹底していくとともに、需要分析を的確に行い、真に必要と判断した場合には新たな施設を整備するなど、待機児童ゼロの継続を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、地方卸売市場再整備についてお答えします。

再整備の進捗についてですが、本年7月、再整備する市場施設について、使用者目線での物流動線や利便性などに係る意見を求めるため、卸・仲卸業者、売買参加者及び関連事業者等を構成員とするワーキンググループを設置しました。同月下旬に1回目の意見交換を行い、再整備事業の早期実現や、適切な温度・衛生管理に対応した施設整備などの御意見をいただきました。

また、具体的な整備内容や余剰地の利活用などの検討に際して、市場施設の整備、施工実績などを有する事業者に協力を求めるため、公募により2者の事業協力者を同月25日に選定したところでございます。

次に、今後の取組についてですが、ワーキンググループは継続的に開催し、再整備に係る施設の規模・配置、必要な機能・仕様などのハード面のほか、場内事業者や市場関係者の施設の使用方法など、ソフト面に係る意見交換を行う予定でございます。

また、事業協力者とは、市場施設の設計・施工・維持管理のほか、にぎわい機能の導入可能性などに関する対話をを行い、令和9年度に実施予定の再整備事業者の公募に向け、関係者の意見を反映した、より整備効果の高い要求水準書の作成を進めてまいります。

引き続き、市民の皆様の食の安全・安心・安定を確保し、多様に変化する流通にも柔軟に対応できる、食のインフラの実現に向け取り組んでまいります。

次に、みどりの食料システム戦略についてお答えします。

まず、現在の取組状況についてですが、健全な土づくりに向け、農政センターにて、土壤診断による過不足のない施肥設計の作成を支援しますとともに、土壤環境改善を目的として、栽培している作物を収穫せず田畠にすき込み、次の作物の肥料にする、緑肥作物の種子購入に係る経費を助成しております。

また、環境に配慮した農業を推進するため、堆肥の施用など、環境保全に効果の高い営農活動に対して、補助金を支給しております。

さらに、施設園芸で、加温に使用する燃油使用量削減の取組を進めるため、農政センター内に整備したイチゴやトマトの栽培施設において、電力利用による燃油使用量の削減に向けた技術実証を行っております。

次に、今後の取組についてですが、化学肥料や化学農薬の使用量削減に向けて、土壤診断による施肥設計の作成や緑肥作物の導入支援、環境に配慮した農業に取り組む農業者に対する補助に、引き続き取り組んでまいります。

また、有機栽培技術の実証について品目を拡大し、露地栽培にも取り組むとともに、安定的な生産となり、農業者の収益につながるよう検証してまいります。

さらに、CO₂ゼロエミッション化に向けて、農業者に燃油使用量削減技術の普及を図るとともに、施設園芸における燃油使用量削減に必要な機器導入に係る経費の助成を引き続き行ってまいります。

今後も、環境負荷の低減と持続可能な農業の実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、住宅確保要配慮者への入居支援についてお答えします。

まず、入居支援の取組と評価についてですが、本市では、住宅確保要配慮者が入居の際に求められる家賃債務保証料や孤独死・残置物に係る保険料などへの助成、要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報提供を実施しております。

また、本市と不動産関係団体、社会福祉協議会などにより構成する居住支援協議会を設置し、要配慮者の入居に関する課題の整理や解決策について協議を行っておりますほか、家主の意識啓発とともに、不安の軽減に役立つ制度を紹介するセミナーを開催しております。

さらに、令和5年10月に、相談窓口すまいサポートちばを開設し、相談対応や情報提供のほか、要配慮者と民間賃貸住宅のマッチングや契約手続への同行などを実施しております。

多様な関係者との連携により、要配慮者への支援に加え、入居に不安を感じる家主など貸主側への対応も進めており、要配慮者の円滑な入居の促進に寄与しているものと考えております。

次に、今後の取組についてですが、引き続き、関係者との連携により、要配慮者の円滑な入居を促進する取組を進めてまいります。

また、来月から施行される住宅セーフティネット法の改正により、居住支援法人等が家主と連携し、要配慮者への安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度が開始されますことから、要配慮者の入居がさらに円滑に進むよう、関係者へ制度の周知を行いながら、適切な運用に努めてまいります。

次に、身近な公園の機能再編についてお答えします。

まず、これまでの取組についてですが、昨年度に、設置から30年以上経過した公園の割合が高く、公園の配置や規模等のバランスに課題のある4地区を選定し、公園の利用状況の把握のための現地調査や公園利用に関する住民アンケートを実施しました。

アンケートによりますと、回答をいただいた住民の皆様のおおむね7割が自宅近くの身近な

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

公園を利用していることや、地区内の規模の大きな公園ほど利用が多い傾向であること、その一方で、狭小な公園の中には、利用がほとんどない公園が存在することなどが分かりました。

また、公園に対する要望として、樹木剪定や草刈りなど日常管理に関するもののほか、健康遊具や災害時に利用できるベンチ、トイレの整備に関するもの、また、子供と高齢者の利用を住み分けしてほしいなどの声をいただいております。

次に、今後の予定についてですが、今年度は、昨年度に選定した4地区の中から、拠点となりうる規模の公園の周囲に小規模公園が複数配置されている、若葉区若松台1丁目及び2丁目を対象として、住民参加型ワークショップを3回程度開催する予定でございます。

ワークショップでは、利用ニーズの多様化や地域の実状にあわせた公園づくりに向けまして、公園ごとの役割分担や必要な機能などの検討を進め、公園の機能再編プランを年度内に取りまとめていきたいと考えております。

次に、ベンチ設置の推進についてお答えします。

千葉市歩行空間のベンチ設置計画におけるこれまでの成果と今後の取組についてですが、バリアフリー整備の一つとして、休息場所の確保などを目的に、平成31年4月に計画を策定し、駅前広場と生活関連経路にベンチ設置を進めてきたところであり、昨年度までに、駅前広場につきましては、設置可能と判断したバス停に71基を、生活関連経路につきましては、110基を設置してまいりました。そのほか、寄贈により、駅前広場に2基を設置しております。

これまでに行ったウェブ調査や、高齢者施設を利用する方などへのアンケートでは、過半数の方から、散歩や日常の買い物の途中でベンチを利用するとの回答をいただいておりまして、地域の皆様に必要な施設となっているものと考えております。

一方で、アンケートや市民の皆様などから、バス停付近にベンチを設置してほしいとの御要望が多くあることを踏まえまして、本年6月に計画の改定を行ったところでございます。

今後は、バス待ち環境や道路利用者の利便性向上と、高齢者などの外出支援を目的に、病院や大規模商業施設等の生活関連施設近辺のバス停に、優先的にベンチを設置していくこととしております。

設置に当たりましては、歩行者などが安全にすれ違いのできる幅員が確保できることに加え、バスの運行状況等を考慮しながら、進めてまいります。

次に、雨水対策についてお答えします。

まず、重点地区の整備進捗状況についてですが、現在、13地区のうち4地区で事業を進めているところです。

宮崎地区では、蘿池公園内において既に供用開始している約4,000立方メートルの貯留槽と、第2期工事で整備した約7,000立方メートルの貯留槽との連結工事が完了し、本年7月に全体の供用を開始しております。

また、都町地区も、大田切公園内の約2,600立方メートルの貯留槽を今月から供用開始しており、両地区におきましては、雨水を一時的に貯留し、下流の雨水管へ流出量を抑制することで、整備箇所周辺の浸水被害軽減が図られることとなります。

みつわ台地区では、みつわ台第2公園内に完成した貯留槽への導水管及びポンプ設備等の接続工事を進めており、今年度末の供用開始を目指しております。

弁天地区では、千葉公園内におきまして、公園利用者の安全に配慮した資機材搬入路などの準備工事が完了し、先月から貯留槽本体の築造に着手したところであります、令和10年度末

予定の供用開始に向けて、事業を進めてまいります。

最後に、今後の予定についてですが、各地区の雨水対策は、主体となる貯留槽などの整備に加えまして、補完整備となる周辺浸水箇所の改善対策を組み合わせて行うことで、地区全体として1時間当たり65.1ミリメートルの降雨に対応可能となり、事業が完了するということになります。

今後、都町地区におきまして、補完整備を進めることとしており、浸水被害のある上流部で雨水管を増設するため、今年度、基本設計を行っております。

また、次期事業化を予定しております草野地区及び黒砂地区では、早期事業着手に向け、主体整備や補完整備の基本設計などを進めていくこととしております。

今後も、安全・安心なまちづくりに向け、雨水対策の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 時間を延長いたします。教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 初めに、教職員の長時間労働の解消についてお答えいたします。

まず、現状と課題についてですが、教職員の時間外在校等時間は、令和5年度の37時間35分に対しまして昨年度は36時間50分で45分減少し、月平均45時間を超えない教職員の割合は、令和5年度の64.7%に対しまして昨年度は66.3%で1.6ポイント改善いたしました。

学校における、働き方改革についてのアンケートにおいて、全体として多くの教職員がスクール・サポート・スタッフの配置やすぐ一の活用、自動応答電話の設置などを負担軽減につながった取組として挙げており、教職員の長時間労働の解消に一定の効果が現れているものと考えております。

しかしながら、不登校の児童生徒や特別に配慮を要する児童生徒の増加などを背景として、教職員に求められる複雑多様化した役割や新たな教育的課題への対応が必要とされており、長時間労働の解消を難しくしているものと考えております。

次に、働き方改革の取組状況及び今後の取組方針についてですが、本市では、昨年度末に、学校における働き方改革プランを改編し、業務の精査、外部人材の活用、負担軽減・業務の効率化、働く環境の改善、意識改革の5つの柱に基づいて取組を進めております。

具体的には、本プラン改編前から先行実施しておりました、調査等文書削減プロジェクトによる調査文書の精選など教職員が担うべき業務のさらなる精査、スクール・サポート・スタッフの全校配置や専科指導非常勤講師などの配置の工夫による外部人材のより効果的な活用、部活動指導員の配置や部活動の地域展開による負担の適正化などによる負担軽減、ＩＣＴ環境の整備による会議等のペーパーレス化などの推進による業務の効率化、メンタルヘルス対策などによる働く環境の改善、取組好事例の紹介などによる意識改革のほか、市ホームページ等による保護者や地域の方々への取組の理解促進にも努めております。

引き続き、多角的なアプローチにより働き方改革を効果的に進め、教職員一人一人が心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員の働き甲斐を高めてまいります。

次に、ネットリテラシーに関する教育についてお答えいたします。

まず、現状についてですが、各市立学校において、道徳や社会、技術家庭の学習に加え、保護者も対象に含めた青少年サポートセンターや警察機関等のネット安全教室を開催するなど、インターネット利用による金銭被害等につながる要因や問題事例、トラブル防止対策などの理解を深め、インターネットとの適切な向き合い方を身に付けることができるよう取り組んでお

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

ります。

また、情報モラルや情報セキュリティを含めた情報活用能力の系統的、段階的な育成に向けて、昨年度、千葉市版情報活用能力体系表を作成いたしました。今年度は、この体系表を全市立学校へ周知とともに、管理職やICT教育を推進する教員を対象とした研修を通して、体系表の活用を促進しております。各学校では体系表に基づきまして、情報教育指導計画を作成し、得た情報を多角的、客観的に判断する力や批判的に分析する力、生成AIを適切に利用する態度などを含めた情報活用能力の育成を図っているところであります。

次に、今後の取組についてですが、引き続き、各教科の授業やネット安全教室、消費生活センターの出前授業等を通して、ネットトラブル等の防止対策を進めるとともに、児童生徒を中心にネットリテラシーを高めてまいります。

また、研修等を継続して実施することで教職員の理解を深めてまいります。加えて、各学校の優良事例を収集し発信することで、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図る授業を、より一層充実させてまいります。

さらに、新たに作成いたしました、教職員向け生成AI利活用の手引きを周知し、各学校での積極的な活用を図ってまいります。

次に、支援を必要とする児童生徒への支援についてお答えいたします。

まず、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒へのこれまでの取組と成果についてですが、本市では、個別の教育支援計画を作成し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実の一環として、特別支援教育指導員・特別支援教育介助員の配置と、通級指導教室の整備について、拡充を図ってまいりました。

昨年度は指導員を延べ88人、介助員を通常学級・特別支援学級に25人配置いたしました。

また、きこえの教室・ことばの教室・LD等通級指導教室の利用者数は、令和元年度の776人から、昨年度には933人に増加しており、計26校に76教室設置して対応してまいりました。保護者、担任からは、指導員や介助員がいることで、子供が安心して学校生活を送っている様子が見られる、児童生徒からは、通級指導を受けたことにより、以前より授業の内容がわかるようになったなどの声が挙がっております。

次に、課題と今後の方向性についてですが、特別支援教育指導員につきましては、支援を必要とする児童生徒数の増加への対応を課題として捉えており、今年度に3人増員し、前期84校の要望に対して47人配置しております。配置できなかった学校には学校訪問相談員の派遣等で対応しており、引き続き必要な体制の確保に努めてまいります。

特別支援教育介助員につきましては、担当者の専門性の向上を課題として捉えており、障害の多様化、重度化に対応するため、介助員の資質向上が急務であることから、今年度から、介助員サポーターを新設し、専門性の高い2人のサポーターが配置校を巡回しながら指導助言を実施しております。

通級指導教室につきましては、利用者の増加による教室確保が課題と捉えており、教室設置の在り方について検討しております。また、指導者の専門性向上の課題に対応するため、担当者悉皆の研修を年4回から5回行い、新任の担当者についてはこれに加えて児童生徒の特性に応じた専門的な研修を年に4回実施するなどして、引き続き育成を図ってまいります。

今後も、児童生徒が安定した学校生活を送れるよう個別の教育支援計画を活用し、適切な支援を努めてまいります。

次に、日本語指導を必要とする外国にルーツを持つ児童生徒へのこれまでの取組と成果についてですが、現在、日本語加配教員27人を17校に配置しているほか、外国人児童生徒指導協力員16人が、350人の児童生徒を対象に習得段階に応じた日本語指導に携わっております。指導協力員の言語別内訳としましては、中国語9人、韓国・朝鮮語2人、スペイン語2人、フィリピン語3人となっております。

また、日本語指導通級教室を、サテライト教室を含めて3校設置し、初期の日本語指導の次の段階となる学習言語習得段階の中学生を対象に、日本語指導を行っております。

指導担当者の研修としましては、日本語指導加配教員及び日本語指導通級教室講師を対象として、外国人児童生徒指導担当者研修会を年5回実施し、資質向上を図っております。

外国にルーツを持つ児童生徒や、その担任からは、外国人児童生徒指導協力員の支援が生活言語の習得や保護者との面接時のスムーズな意思疎通に効果があるなどの声があがっており、様々な取組の成果が表れているものと認識しております。

次に、課題と今後の方向性についてですが、課題につきましては、日本語を話すことができない保護者と生活をともにする、外国にルーツを持つ児童生徒が増加をし、学校や地域社会との連携が難しく、学校生活への適応がスムーズに進まない状況が見られること。日本語指導体制の切れ目のない体系づくりが必要であること。日本語の集中的な指導が必要な初期の日本語指導段階において、その重要性が増していることを認識しているところでありますが、十分な支援が行き届いていないこと。外国にルーツを持つ児童生徒の増加に伴う出身国の多様化から、それらの母語に対応できる人材が不足をし、その不足分をボランティアに頼らなくてはならない状況があることと捉えております。

また、今後の方向性につきましては、日本語指導推進委員会による包括的で体系的な日本語指導体制の再構築。初期段階の日本語指導のためのプレクラスの設置の検討。日本語指導の担い手の確保と継続的な支援の観点から、待遇等についての研究を行ってまいります。

次に、子どもの読書推進についてお答えいたします。

まず、第4次千葉市子ども読書活動推進計画のこれまでの取組の結果についてですが、令和3年度から、発達段階ごとの効果的な取組を推進し、読書への関心を高め、読書習慣を形成する、読書環境の整備と連携体制の構築という2つを基本方針とし、家庭、地域、学校等において、99の事業に取り組んでまいりました。

昨年度末の時点で、約7割の事業は、おおむね順調に進捗しておりますが、点字付き絵本や大活字本等の収集、作成や日本語を母語としない子供に向けた資料情報の提供など一部の事業は未達成となっております。

また、取組の目安であります数値目標では、昨年度末時点で、1か月間に読んだ本がゼロ冊の児童生徒の割合、いわゆる不読率について、小学生は達成となり、新入学児を対象とした図書館利用登録の推進や読書手帳の配布など、これまでの取組の成果が出ているものと考えております。

一方で、全国的にも同様の傾向にあるとはいえ、中学生の不読率は未達成となっていることから、特に中学生を対象とした読書習慣の形成の強化が課題であると認識しております。

最後に、次期計画の方向性についてですが、現計画における取組の結果や課題、子どもを取り巻く読書環境の変化などを踏まえ、現計画の2つの基本方針は維持しつつ、子供の視点に立った読書活動の推進や、多様な子供たちの可能性を引き出すための読書環境の整備を図ってい

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

く方向で、検討を進めているところであります。

また、検討にあたりましては、本年6月、千葉市こども・若者基本条例に基づいて新たに設置されました、こども・若者会議において、読書時間を増加させるための取組として子供たちから出された、図書館でのスタンプカードなどのイベントの実施や、既に本市で提供しております電子書籍の貸出サービスの充実などの意見も取り入れつつ、次期計画の策定を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 亀井琢磨議員。

○29番（亀井琢磨君） ただいまは、神谷市長、大木副市長、橋本副市長、鶴岡教育長より、丁重なる御答弁を賜りました。ありがとうございました。

1回目、質問項目が少し前後してしまいました。大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

2回目は、おおむね1回目で理解したところでありますが、幾つか所感を述べさせていただきたいと思います。

初めに、市政運営の基本姿勢より、令和6年度決算についてであります。

令和6年度決算においても全会計市債残高は着実に減少し、健全化判断比率は中期財政運営方針で定めた水準の範囲内であり、適切な財政運営に努められたことを評価するものであります。

一方で、今後の財政運営は厳しい状況が見込まれることも理解いたしました。引き続き、市内経済の動向を注視しつつ、限られた財源の選択と集中を徹底した上で、持続可能な都市経営に向けて、堅実な財政運営に努めるとともに、将来世代のための必要的かつ先進的な事業やまちづくりへの投資については、積極的に行っていただきたいと思います。

脱炭素先行地域についてであります。

この間の各種の取組が実を結び、来年度からは市有施設における電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを達成する見込みとなり、高い評価を各方面から受けていることは誠に喜ばしい限りであります。今後も目に見える形での施策の推進に努められ、本市が周辺地域をぜひ牽引していく役割を果たすとともに、誰もが自分事として、環境問題を正しく理解し、解決に向けて主体的に行動していく社会を実現するためにも、市民への啓発を進め、環境問題への理解を深めていくことにもつなげていただきたいと思います。

災害対応図上訓練の実施についてであります。

想定最大規模の高潮が発生した場合には、美浜区の全域、中央区の半分の地域が浸水し、浸水地域の避難所も利用できなくなることから、想定約29万人とされる避難者の安全をどう確保していくかが気になるところがありました。

今後、広く市民に対して、まずこの被害想定を周知していくとともに、風水害図上訓練に、想定最大規模の高潮を位置づけ、訓練を行っていくことがうかがえました。ぜひ、訓練を重ねていくことで、災害対応力の向上につなげていっていただければと考えます。

市職員のカスタマーハラスメント対策についてであります。

アンケート調査によれば、過去3年間に著しい迷惑行為を受けたことがあるという職員は約4割にものぼり、態様についても侮辱、大声、恫喝、長時間の拘束など、厳しい実態がうかがえました。そのような事態が発生した場合に、当該の職員をひとりにせず、組織全体で守って

いくことが大切であります。今後、具体的な取組として、対応方針や対策マニュアルを策定し、カスタマーハラスメント対策に取り組むとのことでありました。職員の皆さんのが安心して働き続けられる職場環境を作るためにも、取組に期待をいたします。

犯罪被害者等支援についてであります。

長らく待ち望まれた制度が創設され、これまでに被害を受けた方々等から相談や利用があつたことがうかがえました。改めて、憎むべき犯罪の数々によって傷つき涙する方がいることを忘れてはいけないと思います。

今後も制度が利用されやすいものとなるよう、周知や工夫をお願いするとともに、支援を必要とする方々の心の支えとして、役割を果たされることを願っております。

多文化共生社会の推進についてです。

本市の外国人市民は7月末現在で、約4万2,000人、人口の4.3%にもなり、今後も増加が予測をされることであります。また、それによる言葉の問題や地域社会でのちょっとしたご近所トラブルが増えることが課題とのことでした。

先般の日本人ファーストなる主張は、私たちの社会においてのように堆積して、潜んでいる排他的な感覚を巧妙に扇動し、外国人によって自国の安全や個人の生存権が脅かされているという脅威を殊更に増幅させるものであります。外国人市民を迷惑な怖い存在と捉えるのではなくて、良き隣人としてあたたかく迎え入れることができる地域社会を目指し、現在の多文化共生推進アクションプランにおける取組を踏まえつつ、言葉における支援強化や、ライフステージに応じた支援の充実等、次期プランにおけるより一層の施策展開に期待を申し上げたいとおもいます。

それから、男女共同参画の推進についてであります。

各種指標の達成状況について、お示しいただきました。引き続き、目標達成に向けてぜひ頑張っていただきたいと思いますが、意識啓発の取組が結果として表れているのではないかと感じました。

しかしながら、社会の根底にはまだまだ根深い固定観念のようなものがありますし、そのことはさきの選挙における、例えば、若い女性は仕事に就くよりも、子供を産むことが立派な人生の選択肢だというような新興政党の主張にも見て取れるわけであります。こういったことを放置しておくと、外国人の排斥にとどまらず、ジェンダーバッシングや女性やLGBTは利権で恵まれているという極端な主張やその拡散にもつながっていくことを危惧するところであります。

困難を抱える女性の支援とともに、引き続きの粘り強い取組を期待いたします。

地域包括ケアシステムについてです。

開設からまもなく20年となるあんしんケアセンターは、多くの市民に利用され、文字どおり地域の核となっておりますが、高齢化がさらに進むことに伴って、8050問題やごみ屋敷などの複合化した問題が地域でも本当に多発しております。センターに課せられた使命、役割はますます重くなっていますが、機能強化や他機関との連携強化を進めていただきたいと思います。

また、在宅医療・介護連携については、医療・介護専門職との連携構築を進め、昨年度から連携コーディネーターを増員されて、障害分野や医療的ケア児など若年分野における連携も進んでいることが伺えましたが、課題となる年齢や分野を超えた相談支援の増加に対して、今後も対応力強化に努めていただければと存じます。

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

発達に不安を持つ親子支援についてであります。

昨年11月の開所以来、着実に相談件数が増えていることが伺えました。約4割のケースは1回の面接で終了しているとのことでしたが、専門家に相談できしたことや子供への適切な接し方のアドバイス等を受けたことにより、安心された保護者の方も多くおられるのだと思われます。同時に、療育や医療へ適切につなげている現状もお聞きできました。今年度より、言語聴覚士を配置されたことは、言葉の遅れに対する保護者の不安に寄り添うもので評価をするところであります。今後も体制の充実が図られますよう期待いたします。

こども・若者の居場所づくりについてであります。

さて、今年度から新たな、千葉市こども・若者プランが5か年計画でスタートしておりますが、初年度からこども・若者施策は絶賛進展中と私は認識しております。このことはこども・若者を大事にしようとする神谷市長の姿勢の表れと理解しておりますが、本当に大切なことです。新規の各種事業も着実に開始していることを評価するところですが、こども・若者がライフステージに応じて自己肯定感を高め、成長していくように、こども・若者の居場所づくりについてもぜひ今回設置されたこども・若者会議の意見を生かしながら、引き続き取組を進めていただければと思います。

保育所等の待機児童対策と今後の保育需要の減少局面を見据えた対応については、毎年、きめ細かい対策に鋭意努められ、6年連続の待機児童ゼロを達成したことを評価するのですが、引き続き、保育需要の推移を見極められながら、保育士確保策、なり手不足の解消策、離職防止などの取組を適切に講じていただくとともに、地域によっては保育需要が安定局面から減少局面を迎えていくことも想定されることから、その対応にも今後、意を用いられたいと思います。

次に、みどりの食料システム戦略についてであります。

農政センターを核として、環境に配慮した農業を推進するための各種の支援策が講じられ、実証実験が進められていることが理解できました。食の安全・安心を守り、環境負荷の低減を図りながら、農業に従事する方々が安心して持続可能な農業ということを実現していくためにも、このような新しい技術を生かした取組は重要と考えております。千葉市の農業を維持し、発展させていくためにも、引き続き、取組に注目してまいりたいと思います。

続いて、住宅確保要配慮者の入居支援については、これまでの取組を確認できましたが、住まいの問題は福祉の問題であり、生活の根本問題であります。

私も先般、県有地から退去を迫られ、何年も行くあてのなかった高齢者の方の住居確保の支援をする機会がありました。やはりなかなか貸していただけないという現実がありました。ようやく理解のある家主さんへつなぐことができましたが、その時、私はその家主さんがまるで神様のように見えた次第であります。

今後、居住サポート住宅の認定制度が始まりますが、居住支援法人等のサポートや連携のもと、住宅確保要配慮者の方々が円滑に住まいを確保できるよう、さらなる居住支援体制の強化に期待したいと思います。

ベンチ設置の推進についてであります。

今夏は暑い夏となりましたが、昨今は高齢化が進み、重い荷物を抱えて、通りのちょっとしたスペースに座り込んでいる高齢者の方、休む場所がなくて道で息を切らして佇んでらっしゃる高齢者の方を見かけることが多くなりました。街角のベンチの存在は本当に大切と思います。

この間の歩行空間のベンチ設置は、たいへん助かっているなど、市民の声をいただくことがあります。

また、バス停へのベンチ設置についても、市民から多く要望が届いております。高齢者が安心して出かけられる地域づくりのためにも、引き続き、事業の推進にこちらも期待したいと思っております。

雨水対策については、既に事業着手している4地区のうち、宮崎地区が7月に、都町地区が今月より、貯留槽の供用を開始し、みつわ台地区も今年度末の供用開始予定であること、そして、弁天地区も鋭意進んでいるとのことでありました。また、補完整備や他地区での事業化などの今後の取組についてもお示しをいただきました。

私の地区も以前は浸水被害に見舞われた地域でしたが、この間の雨水対策の取組によって、かつてのような浸水被害は見られなくなりました。地域住民からも市への感謝の声をいただいております。引き続きの取組に期待を申し上げます。

教職員の長時間労働の解消についてであります。

長時間労働の是正に向けては、これまでの取組についてお示しをいただきましたが、今後も業務の優先度を精査するなど、多角的に取り組むことが重要と考えております。

この間の負担軽減の取組の1つとして、自動応答電話の設置が挙げられていましたが、千葉県においては本年7月から、千葉県教育庁統一ダイヤルが設置され、県立学校や県の教育行政に関する問い合わせや相談について、一括で応対する体制が整備されたとのことであります。このような取組も含めて、教職員の皆さんの負担軽減、働き甲斐の向上への取組が進みますよう、引き続き取組を注視してまいりたいと思います。

最後に、支援を必要とする児童生徒への支援についてです。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援については、今年度も特別支援教育指導員を3名増員され、また、介助員サポーターを新設し2名配置するなど、予算等の制約があるなかでも拡充を進めておられることを大変ありがとうございます。しかしながら、引き続き、それを上回る多くの需要があります。さらなる増員や通級指導教室の拡充、専門性の向上について、御検討もいただければと思います。

日本語指導を必要とする児童生徒への支援については、年々児童生徒数が増加するなかで、日本語加配教員、外国人児童生徒指導協力員による日本語指導及び通級教室の設置などを進めていただいておりますが、いわゆる初期段階の日本語指導の重要性、必要性が高いなかでの支援充実が急がれます。適切な人材配置、そしてプレクラスの早期実施に期待するものであります。

私の地元の院内小学校には、様々な通級教室がありまして、障害のあるお子さん、外国にルーツのあるお子さんもたくさんおられます。みんな元気に学校生活を送っております。そんな姿を目にするたびに、一人一人の子供たちが分け隔てなく、それぞれがより良く学び、成長できるようになることが、障害当事者をきょうだいに持つ私の何よりの願いでもあります。

また、日本人ファーストの問題は、今日何回も申し上げておりますが、大変深刻であり、こうした考えが少しずつ広がっていくことは、外国にルーツのある子供たちへの偏見や排除にもつながっていくおそれがあるとともに、あの人たちは実は恵まれているのだと、お金がかかっているのだと、そういうようなデマや不確かな情報が一人歩きすることによって、障害のある子供たちも含めて、やはり、マイノリティへの排除や攻撃になっていくおそれがあるのではな

令和7年第3回定例会会議録第3号（9月12日）

いかなど私は恐れを感じます。

私たちは今、この問題を真剣にとらえ、子供たちを真剣に守っていかねばならないと改めて思いを強くするところであります。

以上、様々所感を申し上げてまいりました。

令和6年度の各局の取組につきましては、今後開催されます決算審査特別委員会の各分科会において、詳細をお伺いし、また議論を深めてまいりたいと思っております。また、我が会派におきましては、現在、令和8年度の予算要望書の編成作業に取り組んでいるところであり、今後、神谷市長に提出をさせていただく予定となっておりますが、その一つ一つの要望、提案は私どもが日々、地域や街角またそれぞれの分野、現場でつかんだ市民の声や思いが基本となっております。ぜひ、一つ一つの思いをお汲み取りいただきながら、市政の場で反映していただきたいと思います。

最後になりますが、2期目を迎えた神谷市長におかれましては、今後も確固たる信念のもと、市民のために、神谷カラー全開で、多くの職員の皆さんと公約の実行、実現に邁進していただきたいと思います。私どもも議会とともに切磋琢磨しながら、市民のために力を尽くしていくことをお約束申し上げまして、私の代表質疑を終了いたしたいと思います。大変、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 亀井琢磨議員の代表質疑を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、16日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労様でした。

午後5時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉市議会議長 松坂吉則

千葉市議会副議長 川合隆史

千葉市議会議員 伊藤康平

千葉市議会議員 阿部智